

◆ 個別の事業に関する監査結果及び意見

■ 1. 総合的な少子化対策推進事業

(生活こども課 少子化対策係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

| | 当初予算額 | 決算額 | 差額 | 備考 |
|-------|--------|--------|--------|----|
| 令和元年度 | 60,908 | 27,536 | 33,372 | |
| 令和2年度 | 57,407 | 40,984 | 16,423 | |
| 令和3年度 | 47,575 | 23,134 | 24,441 | |

(2) 事業目的

結婚から妊娠・出産、子育て、教育まで含めた総合的な少子化対策を推進することにより、社会全体で少子化問題に取り組む機運を醸成する。

(3) 根拠法令等

| | |
|-------|--------------------|
| 根拠法令等 | 次世代育成支援対策推進法第9条第1項 |
|-------|--------------------|

(4) 事業計画及び内容

- ① 若者のライフデザイン支援事業 6,341 千円
高校生・大学生が協働して自らの人生設計を考える取組、デジタル技術を活用した結婚・子育て支援についてのアイデアソンの実施、民間の取組への補助。
- ② 結婚支援事業 4,559 千円
結婚を望む方のスキルアップと交流を組み合わせた支援、ぐんま縁結びネットワーク。
- ③ 結婚・子育てパスポート事業 1,876 千円
- ④ ぐんま結婚応援パスポート（コンパス）プロモーション 5,103 千円
SNSなどを活用したコンパスの周知。
- ⑤ 群馬県地域少子化対策重点推進事業補助金 24,745 千円
町村が実施する少子化対策事業及び一定の条件を満たす新婚夫婦の新生活に係る住宅費等への補助（市町村への間接補助）。

(5) 財源（令和3年度当初予算）

(単位：千円)

| 国庫支出金 | その他特定財源 | 県債 | 一般財源 | 合計 |
|-------------|---------|-------|-------------|--------------|
| 32,938(69%) | 210(0%) | —(—%) | 14,427(30%) | 47,575(100%) |

(6) 令和3年度決算の主な内訳

(単位：千円)

| 節 | 令和3年度決算額 | 主な内容 |
|-----|----------|--------------------|
| 報酬 | 1,463 | 会計年度任用職員報酬 |
| 手当等 | 311 | 会計年度任用職員手当 |
| 共済費 | 293 | 会計年度任用職員共済費 |
| 報償費 | 176 | 県民会議委員、審査委員謝金等 |
| 旅費 | 43 | 県民会議委員等旅費 |
| 需用費 | 223 | 事務用品等 |
| 役務費 | 177 | 通信費 |
| 委託料 | 12,410 | ライフデザイン、結婚支援事業等委託費 |
| 補助金 | 8,038 | 地域少子化対策重点推進補助金等 |
| 合計 | 23,134 | |

(7) 委託事業の内容

(単位：千円)

| 委託事業の内容 | 委託方法 | 令和3年度決算額 |
|--------------------------------------|-----------|----------|
| SNS 展開型コンパスプロモーション業務委託 | 公募型プロポーザル | 4,983 |
| ぐんま縁結びネットワーク業務委託 | 随意契約 | 2,574 |
| ぐんまちょい得キッズパスポート(ぐーちょきパスポート)アプリ制作業務委託 | 公募型プロポーザル | 2,486 |

(8) 補助金の内容

(単位：千円)

| 補助金の内容 | 交付先 | 令和3年度決算額 |
|----------------|------|----------|
| 地域少子化対策重点推進補助金 | 各市町村 | 7,578 |

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020』における計画事業

○事業名：ライフデザイン支援事業補助（若者の人生設計応援！事業補助金）事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 民間団体等が実施する、「若者と子ども／若者と大人」などの異世代交流や触れ合いを通じて人生設計を支援する取組に対して補助を行う。 |
| 令和3年度事業実績 | 補助金交付件数 3件 |
| 実績額（千円） | 460 |

○事業名：高大連携ライフデザイン支援事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | より若い世代にライフデザイン支援の取組を波及させるため、高校生と大学生が協働して自身の将来設計を探求する取組を県内大学と連携し、モデル事業として実施する。 |
| 令和3年度事業実績 | 県内大学と県立高校をマッチングして、大学生と高校生のワークショップを実施した。またライフデザインセミナーをオンラインで実施した。 |
| 実績額（千円） | 190 |

○事業名：GUNMA SHIAWASE×TECH アイデアソン 2021 事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 若者を対象に、少子化対策をテーマとして、デジタル技術を活用した新たなアイデア募集コンテストを実施して、より多くの若者に参加を促し、自身のライフデザインを考える機会を提供する。 |
| 令和3年度事業実績 | ライフデザインやデジタル技術についてのオンライン事前説明会を行った。 高校生以上のチームから22件の応募があり、上位5チームによるオンラインプレゼンを実施した。 優秀なアイデアは、県施策への活用を検討する。 |
| 実績額（千円） | 2,519 |

○事業名：ぐんま赤い糸プロジェクト事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 結婚を希望しながら出会いの機会の少ない独身男女を支援するため、民間企業や団体の協力を得て、各種イベントを実施し、出会いの機会を提供する。 |
| 令和3年度事業実績 | 県が認証する「あいぷろ協賛団体」及び各市町村等が主催する婚活イベント情報について、結婚・子育て応援ポータルサイト「ぐんまスマイルライフ」にて随時発信した。 |
| 実績額（千円） | 6 |

○事業名：ぐんま縁結びネットワーク事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 昔ながらのお見合いの良さを取り入れた「縁結び世話人」のネットワークを活かして、結婚希望者である登録者の情報交換を行い、マッチングによる出会いの機会を提供する。 |
| 令和3年度事業実績 | 縁結び世話人による出会いの機会提供のほか、登録者を対象とした交流会を年8回実施した。 |
| 実績額（千円） | 2,580 |

○事業名：ぐんま結婚支援連携協議会

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 現在実施されている結婚支援の連携強化や、関係団体による結婚支援の今後の方向性について検討するため、協議会を設置し検討する。 |
| 令和3年度事業実績 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、セミナーは中止した。協議会を书面開催し、構成員間の情報共有を図った。 |
| 実績額（千円） | — |

○事業名：恋するぐんまちゃん大学事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 結婚を希望する人に向けたスキルアップ・マナーアップ等に関する講座を実施し、受講者同士の自然な交流を促す。また、構築したモデルや成果を市町村等に共有し、次年度以降の市町村等の主導による取組の広域化を図る。 |
| 令和3年度事業実績 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。 |
| 実績額（千円） | — |

○事業名：地域少子化対策重点推進補助金事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 県内各市町村において、結婚支援や若い世代を対象にした子育てなどに理解を深める取組の実施や、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（新居の家賃、引越費用等）についての補助事業を行う。 |
| 令和3年度事業実績 | 地域での結婚支援及び若い世代を対象にした子育てなどに理解を深める取組：県内3市町で実施 結婚新生活支援事業補助：県内14市町村で実施 |
| 実績額（千円） | 7,578 |

○事業名：ぐんま結婚応援パスポート(コンパス)／

ぐんまちよい得キッズ(ぐーちょき)パスポート事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 新婚夫婦や結婚予定のカップル、子育て家庭を対象に、協賛店舗で提示すると特典サービスが受けられるパスポートを交付する。 |
| 令和3年度事業実績 | ぐーちょきパスポートの利便性向上のため、カードのデジタル化を進め、3月に妊婦及びモニターを対象として先行導入した。 |
| 実績額（千円） | 2,761 |

○事業名：SNS 展開型「コンパス」プロモーション事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | ぐんま結婚応援パスポート(通称：コンパス)について若い世代への利用促進や認知度向上を図り、結婚を社会全体で応援する機運醸成を推進する。 |
| 令和3年度事業実績 | 「コンパス」について若い世代をターゲットとしてインフルエンサーによる動画配信やInstagramキャンペーン等のプロモーションを行った。 |
| 実績額（千円） | 4,995 |

○事業名：群馬県結婚・子育て応援ポータルサイト「ぐんまスマイルライフ」事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 子育て情報や若者交流、青少年の健全育成といった県が有する情報を発信する。 |
| 令和3年度事業実績 | ぐーちょきパスポートの協賛店舗など、毎週更新した。新たなコンテンツを2本制作した。 |
| 実績額（千円） | 646 |

(10) 成果指標と達成状況

①成果指標

SNS 展開型「コンパス」プロモーション

○プロモーションのリーチ数（広告表示件数） 20,000 件

○コンパスの認知度 30%

②達成状況

○プロモーションのリーチ数（広告表示件数） 570,028 件

○コンパスの認知度 37.59%

(11) デジタル技術の活用状況

上述した「ぐんまちょい得キッズ（ぐーちょき）パスポート事業」において、ぐーちょきパスポートのデジタル化を進め令和4年8月より本格導入している。

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）少子化対策の認知について（意見1）

県において、各種の少子化対策事業が行われているが、それぞれの事業が十分に認知されていない現状がある。

県民が各施策をどの程度利用しているのか現状把握を行うため定期的にアンケート等を行う必要があると考える。

（現状及び問題点）

県では総合的な少子化対策の施策として様々な事業を行っている。今回取り上げた中でも、「群馬県結婚・子育て応援ポータルサイトぐんまスマイルライフ」や「ぐんま結婚応援パスポート（コンパス）」などでは、動画（YouTube）やWebサイトを利用したコンテンツを含めた事業が行われている。令和3年11月には動画公開サイトのYouTubeにて県内出身の芸能人とのタイアップ動画が公開され、9,000回以上の再生を記録している。また、SNSを利用したキャンペーンも展開され、認知度向上の一助になっている。

現状の成果指標であるコンパスの認知度は計画を達成しており、県が結婚を応援していることは県民に知られてきているといえる。今後はさらに利用率を向上させることで県民が各施策に触れる機会を増やし、事業の実効性を高めていくことが課題と考えられる。

（改善策）

上述したとおり成果指標を見ると、県が行っている少子化対策の施策の認知自体は進んでいると評価できる。今後、その各施策がどの程度利用されているかを把握し、その利用率をどう改善していくかが少子化対策を進めていくために重要である。

また、コンパスを含め各施策の利用に繋げるためには、認知のためのプロモーションだけでなく、利用方法を周知するためのプロモーションも必要である。今後もタイアップ動画やSNSを活用しながら、利活用の方法等の情報提供も行い、各施策の利用率向上を図ることが望まれる。

利用率の状況把握、利用率向上の対策の方針を検討するため、県民に対するアンケート調査等を行い各施策の利用実態を把握すべきと考える。

なお、アンケート方法としてデジタル化を促進することで、定期的実施することが容易になるとともに集計等の効率化が可能になると考えられる。

■ 2. 児童福祉施設指導監査事業

(生活こども課 児童施設監査係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

| | 当初予算額 | 決算額 | 差額 | 備考 |
|-------|-------|-----|-----|----|
| 令和元年度 | 342 | 126 | 216 | |
| 令和2年度 | 308 | 91 | 217 | |
| 令和3年度 | 309 | 60 | 249 | |

(2) 事業目的

児童福祉施設等の適正運営及び子どもの安全な環境の確保を図る。

(3) 根拠法令等

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 根拠法令等 | 群馬県児童福祉施設指導監査実施要綱 |
| | 児童福祉法第46条 |
| | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条 |

(4) 事業計画及び内容

- ① 児童福祉施設等（保育所・認定こども園・認可外保育施設・児童養護施設等）に対して監査を行い、不備事項等の指摘及び改善に向けた助言・指導を行う。
- ② 監査結果を県ホームページで公表する。
- ③ 施設を運営する社会福祉法人の役員等を対象とした研修会を開催する。

(5) 財源（令和3年度当初予算）

(単位:千円)

| 国庫支出金 | その他特定財源 | 県債 | 一般財源 | 合計 |
|-------|---------|-------|-----------|-----------|
| －(－%) | －(－%) | －(－%) | 309(100%) | 309(100%) |

(6) 令和3年度決算の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 令和3年度決算額 | 主な内容 |
|-----|----------|------|
| 報償費 | 10 | 通訳謝金 |
| 需用費 | 50 | 書籍 |
| 合計 | 60 | |

(7) 委託事業の内容

該当なし

(8) 補助金の内容

該当なし

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』における計画事業

○事業名：児童福祉施設指導監査事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 児童福祉法等の規定に基づき、保育所や認定こども園等の児童施設に対して指導監査を実施する。 |
| 令和3年度事業実績 | 対象とする全ての保育所(185施設)及び認定こども園(107施設)に指導監査を実施した。 |
| 実績額(千円) | 60 |

(10) 成果指標と達成状況

該当なし

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果(指摘又は意見)

特になし

■ 3. 私立学校教育振興（私立学校教育振興費補助）事業

（私学・子育て支援課 私立振興係）

1. 事業の概要

（1）過去3年間の予算・決算概要

（単位：千円）

| | 当初予算額 | 決算額 | 差額 | 備考 |
|-------|-----------|-----------|---------|----|
| 令和元年度 | 6,031,785 | 6,077,187 | △45,402 | |
| 令和2年度 | 5,653,627 | 5,669,047 | △15,420 | |
| 令和3年度 | 5,749,725 | 5,665,894 | 83,831 | |

（2）事業目的

私立学校（高校、中学校、小学校、幼稚園、特別支援学校、専修学校、各種学校）の教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び学校経営の健全化を図る。

（3）根拠法令等

| | |
|-------|------------------------|
| 根拠法令等 | 私立学校法第59条 |
| | 私立学校振興助成法第9条 |
| | 群馬県私立学校教育振興費補助金交付要綱第2条 |

（4）事業計画及び内容

私立学校教育振興費補助 5,749,725 千円

- ・私立学校の設置者に対し、教職員人件費等の経常的経費の一部を補助する。
- ・生徒数、教職員数等により配分額を積算して各学校設置者に交付する。
- ・補助金額内訳

| | |
|--------|--------------|
| 高校 | 4,376,997 千円 |
| 中学校 | 447,275 千円 |
| 小学校 | 313,866 千円 |
| 幼稚園 | 263,895 千円 |
| 専修学校など | 347,692 千円 |

（5）財源（令和3年度当初予算）

（単位：千円）

| 国庫支出金 | その他特定財源 | 県債 | 一般財源 | 合計 |
|--------------|---------|-------|----------------|-----------------|
| 851,026(15%) | 0(0%) | 0(0%) | 4,898,699(85%) | 5,749,725(100%) |

(6) 令和3年度決算の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 令和3年度決算額 | 主な内容 |
|-----|-----------|------------------|
| 補助金 | 5,665,894 | 高校 4,341,014千円 |
| | | 中学校 442,019千円 |
| | | 小学校 315,155千円 |
| | | 幼稚園 245,260千円 |
| | | 専修学校など 322,446千円 |
| 合計 | 5,665,894 | |

(7) 委託事業の内容

該当なし

(8) 補助金の内容

(6) 令和3年度決算の主な内訳 参照

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』における計画事業

○事業名：私立学校教育振興費補助事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 私立学校における教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全性の確保を目的として、学校の教職員人件費及び教育研究経費等の経常的経費に対して補助を行う。 |
| 令和3年度事業実績 | <p>① 対象校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内私立幼稚園 ・ 小・中・高等学校 ・ 特別支援学校 ・ 専修学校 ・ 各種学校 <p>② 対象生徒数 25,010人</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内私立幼稚園 1,185人 小学校 948人 中学校 1,309人 高等学校 12,579人 特別支援学校 35人 専修学校 8,485人(補助対象校の実員) 各種学校 469人(補助対象校の実員) |
| 実績額(千円) | 5,665,894 |

(10) 成果指標と達成状況

該当なし

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 4. 私立学校教育振興（私立学校教育振興費補助を除く）事業

（私学・子育て支援課 私学振興係）

1. 事業の概要

（1）過去3年間の予算・決算概要

（単位：千円）

| | 当初予算額 | 決算額 | 差額 | 備考 |
|-------|-----------|-----------|---------|----|
| 令和元年度 | 2,782,615 | 2,542,944 | 239,671 | |
| 令和2年度 | 4,476,278 | 4,191,504 | 284,774 | |
| 令和3年度 | 4,632,612 | 4,236,314 | 396,298 | |

（2）事業目的

私立高等学校の授業料等に対する補助や奨学のための給付金などにより、生徒・保護者の経済的負担の軽減や、私立幼稚園における子育て支援機能の充実強化を図る。

（3）根拠法令等

| | |
|-------|------------------------------|
| 根拠法令等 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第6条 |
| | 高等学校等就学支援金交付金交付要綱第5条 |
| | 群馬県補助金等に関する規則第7条 |
| | 群馬県私立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱第9条 |
| | 子ども・子育て支援法第27条 |
| | 大学等における修学の支援に関する法律第6条 |

（4）事業計画及び内容

- ① 私立高等学校等就学支援金 2,942,481 千円
私立高校等の生徒に、授業料負担軽減のため就学支援金を交付する。
- ② 私立高等学校授業料等支援補助 216,871 千円
就学支援金制度の拡充に伴い、一定の保護者世帯収入を境として生じる授業料等の支援格差を緩和するための補助金を交付する。
- ③ 奨学のための給付金 226,405 千円
経済的理由により就学困難な生徒に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給する。
- ④ 子育て支援施設等利用給付 123,962 千円
私立幼稚園保育料及び預かり保育利用料を負担し、幼児教育の無償化を図る。

- ⑤ 高等教育の修学支援（授業料減免） 458,300 千円
 私立専門学校の授業料等を負担し、修学に係る経済的負担を軽減する。

(5) 財源（令和3年度当初予算）

（単位：千円）

| 国庫支出金 | その他特定財源 | 県債 | 一般財源 | 合計 |
|----------------|------------|-------|----------------|-----------------|
| 3,462,546(75%) | 40,425(1%) | －(－%) | 1,129,641(24%) | 4,632,612(100%) |

(6) 令和3年度決算の主な内訳

（単位：千円）

| 節 | 令和3年度決算額 | 主な内容 |
|----------|-----------|-----------------------|
| 報酬 | 1,423 | 私立学校審議会委員 会計年度任用職員 |
| 職員手当 | 797 | 会計年度任用職員 |
| 共済費 | 13 | 会計年度任用職員 |
| 旅費 | 24 | 私立学校審議会委員 |
| 需用費 | 6,610 | PCR検査キット等 |
| 役務費 | 37 | 表彰事務等 |
| 委託料 | 921 | 新規採用研修等 |
| 負担金補助交付金 | 4,007,642 | 私立学校に対する補助 |
| 扶助費 | 178,847 | 奨学のための給付金 |
| 貸付金 | 40,000 | 私学経営安定資金貸付金 |
| 合計 | 4,236,314 | |

(7) 委託事業の内容

（単位：千円）

| 委託事業の内容 | 委託方法 | 令和3年度決算額 |
|----------------------|------|----------|
| 修学支援金事務処理に係る個人番号入力業務 | 随意契約 | 116 |

(8) 補助金の内容

(単位：千円)

| 補助金の内容 | 交付先 | 令和3年度決算額 |
|------------------|--------|-----------|
| 私立高等学校等就学支援金 | 私立高校他 | 2,775,047 |
| 私立高等学校授業料等支援補助 | 私立高校他 | 209,223 |
| 子育て支援施設等利用給付 | 私立幼稚園他 | 98,266 |
| 高等教育の修学支援（授業料減免） | 私立専門学校 | 414,381 |

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』における計画事業

○事業名：私立幼稚園子育て支援推進事業費補助事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 県内の私立幼稚園の教育機能や施設の開放など地域に開かれた幼稚園づくりの推進に資することを目的に補助金を交付する。 |
| 令和3年度事業実績 | 対象幼稚園数 5園 |
| 実績額（千円） | 2,553 |

○事業名：預かり保育推進事業費補助事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 預かり保育に係る保護者や地域のニーズへの対応を促進し、保護者及び設置者の経済的負担を軽減するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して経費の一部を補助する。 |
| 令和3年度事業実績 | 対象幼稚園数 通常保育日数分 4園 長期休業日数分 4園 |
| 実績額（千円） | 5,194 |

○事業名：認定こども園(幼稚園)耐震化促進事業費補助事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 認定こども園への移行を予定する私立幼稚園の耐震化を促進するため、工事費等の一部を補助する。 |
| 令和3年度事業実績 | 該当なし |
| 実績額（千円） | — |

○事業名：高等学校等就学支援金（私学・子育て支援課）事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るため、私立高等学校等生徒に、授業料に充てるための就学支援金を支給する。 |
| 令和3年度事業実績 | 対象生徒数 11,648人 |
| 実績額（千円） | 2,775,047 |

○事業名：私立高等学校授業料等支援補助事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 私立高等学校等の就学支援金制度の拡充に伴い、一定の保護者世帯収入を境として生じる授業料の支援格差を緩和するための補助を行う。 |
| 令和3年度事業実績 | 対象生徒数 5,704人 |
| 実績額（千円） | 209,223 |

○事業名：私立高等学校等入学金減免事業補助事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 経済的理由により就学が困難な私立高等学校等生徒を支援するため、入学金減免事業を行う学校法人に対して、入学金減免に要する経費の一部を補助する。 |
| 令和3年度事業実績 | 対象生徒数 631人 |
| 実績額（千円） | 28,312 |

○事業名：私立高等学校等授業料減免事業補助事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 家計急変等の経済的理由により就学が困難な私立高等学校等生徒を支援するため、授業料減免事業を行う学校法人に対して、授業料減免に要する経費の一部を補助する。 |
| 令和3年度事業実績 | 対象生徒数 3人 |
| 実績額（千円） | 180 |

○事業名：私立小中学校等児童生徒経済的支援実証事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関し、授業料負担の軽減を行いつつ、実態把握のための調査を行う。 |
| 令和3年度事業実績 | 対象生徒数 48人 |
| 実績額（千円） | 4,800 |

○事業名：高等教育の修学支援（授業料等減免）事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 私立専門学校の修学に係る経済的負担を軽減するため、対象となる学校における入学金、授業料の減免に要する経費の一部を負担する。 |
| 令和3年度事業実績 | 対象生徒数（実績） 入学金減免 344人 授業料減免 912人 |
| 実績額（千円） | 414,381 |

○事業名：奨学のための給付金（私学・子育て支援課）事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯に対して奨学のための給付金を支給する。 |
| 令和3年度事業実績 | 対象生徒数 1,412人 |
| 実績額（千円） | 178,847 |

○事業名：学び直しのための支援金（私学・子育て支援課）事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に高等学校等就学支援金の支給期間36月（定時制・通信制は48月）の経過後も卒業までの間（最長1年）学び直しのための支援金を支給する。 |
| 令和3年度事業実績 | 対象生徒数 11人 |
| 実績額（千円） | 1,145 |

○事業名：私立幼稚園特別支援教育経費補助事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 心身に障害を有するため特別な支援を要する幼児の私立幼稚園への就園を促進し、心身の健全な発達を助長するとともに、障害幼児に対する理解を深めるため障害幼児を就園させる私立幼稚園の設置者に対して補助金を交付する。 |
| 令和3年度事業実績 | 対象園児数 122人 |
| 実績額（千円） | 84,091 |

(10) 成果指標と達成状況

該当なし

(11) デジタル技術の活用状況

私立高等学校等就学支援金の事務処理にマイナンバーを活用することで、作業の効率化が図られている。

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 5. 児童手当事業

(私学・子育て支援課 子育て支援係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

| | 当初予算額 | 決算額 | 差額 | 備考 |
|-------|-----------|-----------|---------|----|
| 令和元年度 | 4,460,411 | 4,416,643 | 43,768 | |
| 令和2年度 | 4,414,238 | 4,307,098 | 107,140 | |
| 令和3年度 | 4,256,272 | 4,192,501 | 63,771 | |

(2) 事業目的

次代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で応援する。

(3) 根拠法令等

| | |
|-------|-------|
| 根拠法令等 | 児童手当法 |
|-------|-------|

(4) 事業計画及び内容

児童手当の県負担分を市町村に交付する。 4,256,272 千円

- ・支給対象：中学校修了前（15歳年度末まで）の児童を養育している者
- ・支給額：0～3歳未満 月額15,000円（一律）
 3歳以上小学校修了前 月額10,000円（第3子以降15,000円）
 小学校修了後中学校修了前 月額10,000円
 所得制限額以上の場合は、月額5,000円
- ・費用負担：国4/6 県1/6 市町村1/6 ほか
 （受給者が被用者、かつ、児童が3歳未満の場合の費用負担は国16/45
 県4/45 市町村4/45 事業主21/45）

(5) 財源（令和3年度当初予算）

(単位:千円)

| 国庫支出金 | その他特定財源 | 県債 | 一般財源 | 合計 |
|-------|---------|-------|-----------------|-----------------|
| —(—%) | —(—%) | —(—%) | 4,256,272(100%) | 4,256,272(100%) |

(6) 令和3年度決算の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 令和3年度決算額 | 主な内容 |
|---|----------|------|
| | | |

| | | |
|-------|-----------|-----------------------------------|
| 職員手当 | 541 | |
| 役務費 | 154 | 切手代等 |
| 負担金 | 4,191,654 | 児童手当法18条に基づく県負担金 |
| 償還金利子 | 152 | 国庫返還（令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金） |
| 合計 | 4,192,501 | |

(7) 委託事業の内容

特になし

(8) 補助金・負担金の内容

(単位：千円)

| 補助金・負担金の内容 | 交付先 | 令和3年度決算額 |
|----------------------|-------|-----------|
| 児童手当の県負担分を35市町村に交付する | 35市町村 | 4,191,654 |

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』における計画事業

○事業名：児童手当の支給事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 家庭等における生活の安定及び児童の健やかな成長に資するため、児童手当法に基づき支給する。 |
| 令和3年度事業実績 | 児童手当の県負担分を市町村に交付した。 |
| 実績額（千円） | 4,191,654 |

(10) 成果指標と達成状況

該当なし

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 6. 子ども・子育て支援事業

(私学・子育て支援課 子育て支援係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

| | 当初予算額 | 決算額 | 差額 | 備考 |
|-------|-----------|-----------|----------|-----|
| 令和元年度 | 2,382,288 | 2,438,469 | △56,181 | (注) |
| 令和2年度 | 2,566,043 | 3,071,995 | △505,952 | (注) |
| 令和3年度 | 2,765,428 | 2,752,862 | 12,566 | |

(注) 令和元年度及び令和2年度で当初予算よりも決算額が多いのは、当初予算では想定していなかった、新型コロナウイルス感染症対策関係の国の事業が年度途中で急遽追加されたため、補正予算により対応したことによる。

(2) 事業目的

地域の実情や子育て家庭のニーズに応じた子育て支援策を推進し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる環境を整える。

(3) 根拠法令等

| | |
|-------|--------------|
| 根拠法令等 | 児童福祉法 |
| | 次世代育成支援対策推進法 |
| | 子ども・子育て支援法 |

(4) 事業計画及び内容

- ① 子ども・子育て支援制度推進 1,369千円
子ども・子育て支援新制度推進に向けて会議や説明会を開催する。
- ② 子ども・子育て支援交付金(国 1/3、県 1/3、市町村 1/3) 2,648,722千円
市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業を支援する。
- ③ 子ども・子育て支援整備交付金(市町村…県 1/3 他、 100,181千円
社福法人等…県 2/9)
放課後児童クラブ等の施設整備費に対し補助する。
- ④ 次世代育成支援対策施設整備交付金事業補助(県 1/3) 7,254千円
児童館の施設整備費に対し補助する。
- ⑤ 子ども・子育て支援体制整備総合推進(県 1/2) 7,541千円
子育て支援員、放課後児童支援員認定資格等の研修を行う。
- ⑥ ぐんま地域活動連絡協議会運営費補助 250千円

児童の健全育成活動を行う協議会の運営費に対し補助する。

(5) 財源（令和3年度当初予算）

（単位：千円）

| 国庫支出金 | その他特定財源 | 県債 | 一般財源 | 合計 |
|------------|---------|-------------|-----------------|-----------------|
| 3,768(0%) | —(—%) | 105,000(4%) | 2,656,660(96%) | 2,765,428(100%) |

(6) 令和3年度決算の主な内訳

（単位：千円）

| 節 | 令和3年度決算額 | 主な内容 |
|-----------|-----------|------------------------------|
| 報酬 | 187 | 子ども・子育て会議委員報酬 |
| 旅費 | 23 | 子ども・子育て会議委員旅費等 |
| 需用費 | 668 | コピー代、トナー代 |
| 役務費 | 6 | 切手等 |
| 委託料 | 7,428 | 子育て支援員研修、放課後児童支援員研修業務等 |
| 負担金補助金（注） | 2,744,550 | 子ども・子育て支援交付金、子ども・子育て支援整備交付金等 |
| 合計 | 2,752,862 | |

（注）負担金補助金は、決算額を報告する時点で最終確定額が決まっていないため、交付決定額にて記載している。

(7) 委託事業の内容

（単位：千円）

| 委託事業の内容 | 委託方法 | 令和3年度決算額 |
|---------------------|-----------|----------|
| 放課後児童支援員研修業務 | 公募型プロポーザル | 3,602 |
| 子育て支援員研修事業 | 公募型プロポーザル | 3,069 |
| 地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業 | 公募型プロポーザル | 700 |
| ファミリーサポートセンター研修事業 | 随意契約 | 55 |
| 合計 | | 7,428 |

(8) 負担金補助金の内容

(単位：千円)

| 補助金の内容 | 交付先 | 令和3年度決算額 |
|-------------------|--|-----------|
| 子ども・子育て支援交付金 | 県内 35 市町村 | 2,689,803 |
| 子ども・子育て支援整備交付金 | 放課後児童クラブ や病児保育施設を 整備する市町村 | 50,879 |
| 次世代育成支援対策施設整備交付金 | 児童福祉法に基づ く児童厚生施設で 創設・改築、拡張、 大規模修繕を実施 する市町村 | 3,802 |
| ぐんま地域活動連絡協議会運営費補助 | 県単位で組織化さ れた、母親クラブ 等の地域活動団体 が行う、児童の健 全な育成と福祉の 向上を目的とする 事業 | 66 |
| 合 計 | | 2,744,550 |

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020』における計画事業

○事業名：乳児家庭全戸訪問事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問して子育て相談を行う事業である。 支援が必要な家庭に対して、次のア、イの対応のいずれも実施している市町村に対し、必要な経費を交付する。 (ア) ケース対応会議の開催 (イ) 養育支援訪問事業において、育児・家事援助及び専門的相談支援 |
| 令和3年度事業実績 | 28箇所(市町村) |
| 実績額(千円) | 6,114 |

○事業名：養育支援訪問事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導・助言等を行う事業である。 養育支援訪問を実施している市町村に対し、訪問数等に応じて必要な経費を交付する。 |
| 令和3年度事業実績 | 16箇所（市町村） |
| 実績額（千円） | 3,249 |

○事業名：延長保育事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 子どものための教育保育給付認定を受けた児童が、やむを得ない理由により通常の利用日及び利用時間帯以外の日・時間において、保育所や認定こども園等で保育を受けた際に、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行う事業である。 |
| 令和3年度事業実績 | 21箇所（市町村） |
| 実績額（千円） | 64,361 |

○事業名：実費徴収に係る補足給付を行う事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業である。 |
| 令和3年度事業実績 | 10箇所（市町村） |
| 実績額（千円） | 2,126 |

○事業名：利用者支援事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業であり、事業の実施に必要な経費を補助する。 |
| 令和3年度事業実績 | 27箇所（市町村） |
| 実績額（千円） | 21,125 |

○事業名：地域子育て支援拠点事業

| | |
|------|---|
| 事業内容 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設して、子育てについて相談、情報の提供、助言その他の支援 |
|------|---|

| | |
|-----------|-----------|
| | を行う。 |
| 令和3年度事業実績 | 26箇所（市町村） |
| 実績額（千円） | 357,462 |

（単位：千円）

| 市町村名 | 支払額 | 市町村名 | 支払額 |
|------|--------|-------|---------|
| 前橋市 | 44,337 | みどり市 | 14,934 |
| 高崎市 | 38,565 | 榛東村 | 8,353 |
| 桐生市 | 30,984 | 吉岡町 | 2,799 |
| 伊勢崎市 | 15,011 | 孺恋村 | 1,938 |
| 太田市 | 70,693 | 草津町 | 2,203 |
| 沼田市 | 8,781 | 昭和町 | 2,353 |
| 館林市 | 11,425 | みなかみ町 | 6,447 |
| 渋川市 | 25,131 | 玉村町 | 4,385 |
| 藤岡市 | 14,673 | 板倉町 | 449 |
| 富岡市 | 7,894 | 明和町 | 4,003 |
| 安中市 | 21,164 | 千代田町 | 1,808 |
| 甘楽町 | 4,347 | 大泉町 | 7,802 |
| 中之条町 | 2,079 | 邑楽町 | 4,904 |
| 合計 | | | 357,462 |

○事業名：子ども・子育て支援整備交付金（病児保育施設整備）

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 病児保育施設の創設、改築、拡張、大規模修繕を行う市町村等に対して補助を行う。 |
| 令和3年度事業実績 | 補助対象 1か所（1市） |
| 実績額（千円） | －（翌年度に繰越） |

○事業名：一時預かり事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。 |
| 令和3年度事業実績 | 28箇所（市町村） |
| 実績額（千円） | 221,772 |

(単位：千円)

| 市町村名 | 支払額 | 市町村名 | 支払額 |
|------|--------|-------|---------|
| 前橋市 | 39,512 | 南牧村 | 343 |
| 高崎市 | 35,194 | 甘楽町 | 1,100 |
| 桐生市 | 22,523 | 中之条町 | 933 |
| 伊勢崎市 | 33,998 | 嬭恋村 | 1,677 |
| 太田市 | 22,644 | 昭和町 | 966 |
| 沼田市 | 2,213 | みなかみ町 | 52 |
| 館林市 | 3,378 | 玉村町 | 6,322 |
| 渋川市 | 2,863 | 板倉町 | 87 |
| 藤岡市 | 4,567 | 明和町 | 412 |
| 富岡市 | 11,872 | 千代田町 | 1,260 |
| 安中市 | 9,183 | 大泉町 | 4,300 |
| みどり市 | 2,800 | 邑楽町 | 2,518 |
| 榛東村 | 2,338 | 上野村 | 893 |
| 吉岡町 | 5,657 | 下仁田町 | 2,167 |
| 合計 | | | 221,772 |

○事業名：子育て短期支援事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 保護者の疾病時等に、児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行うための事業であり、運営費や開設準備経費（改修費等）の補助を行う。 |
| 令和3年度事業実績 | 6箇所（市町村） |
| 実績額（千円） | 971 |

○事業名：病児・病後児保育事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 病児や病後児を病院や保育所等に付設された専用スペースで看護師等が一時的に保育を実施する。 |
| 令和3年度事業実績 | 17箇所（市町村） |
| 実績額（千円） | 167,848 |

(単位：千円)

| 市町村名 | 支払額 | 市町村名 | 支払額 |
|------|--------|------|-------|
| 前橋市 | 49,444 | 富岡市 | 2,162 |
| 高崎市 | 37,129 | 安中市 | 5,162 |

| | | | |
|------|--------|-------|---------|
| 桐生市 | 19,521 | みどり市 | 984 |
| 伊勢崎市 | 10,497 | 榛東村 | 6,374 |
| 太田市 | 18,545 | 吉岡町 | 988 |
| 沼田市 | 3,548 | みなかみ町 | 13 |
| 館林市 | 2,681 | 明和町 | 821 |
| 渋川市 | 3,352 | 大泉町 | 4,498 |
| 藤岡市 | 2,129 | | |
| 合計 | | | 167,848 |

○事業名：子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 乳幼児や小学生等の児童の預かり等の支援を希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。 |
| 令和3年度事業実績 | 15箇所（市町村） |
| 実績額（千円） | 28,621 |

○事業名：子ども・子育て支援整備交付金（放課後児童クラブ施設整備）事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 放課後児童クラブや支援単位の創設、改築、拡張、大規模修繕を行う市町村等に対して補助を行う。 |
| 令和3年度事業実績 | 14箇所（7市町村）うち、1件（1市）は翌年度に繰越 |
| 実績額（千円） | 50,879 |

○事業名：放課後児童健全育成事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供して健全な育成を図る。放課後児童健全育成事業の実施に必要な経費（飲食物費を除く）を補助する。 |
| 令和3年度事業実績 | 34箇所（市町村） |
| 実績額（千円） | 1,533,332 |

（単位：千円）

| 市町村名 | 支払額 | 市町村名 | 支払額 |
|------|---------|------|-------|
| 前橋市 | 342,413 | 吉岡町 | 7,018 |
| 高崎市 | 229,214 | 上野村 | 802 |
| 桐生市 | 80,235 | 神流町 | 1,023 |
| 伊勢崎市 | 233,249 | 下仁田町 | 4,055 |

| | | | |
|------|---------|-------|-----------|
| 太田市 | 175,800 | 草津町 | 1,353 |
| 沼田市 | 46,230 | 高山村 | 1,219 |
| 館林市 | 65,343 | 東吾妻町 | 6,974 |
| 渋川市 | 45,142 | 片品村 | 1,592 |
| 藤岡市 | 73,611 | 川場村 | 1,656 |
| 富岡市 | 33,982 | 昭和町 | 9,062 |
| 安中市 | 48,273 | みなかみ町 | 7,095 |
| みどり市 | 25,878 | 玉村町 | 21,919 |
| 榛東村 | 11,066 | 板倉町 | 6,312 |
| 南牧村 | 766 | 明和町 | 5,487 |
| 甘楽町 | 2,345 | 千代田町 | 3,486 |
| 中之条町 | 8,615 | 大泉町 | 14,043 |
| 嬭恋村 | 2,224 | 邑楽町 | 15,850 |
| 合計 | | | 1,533,332 |

(10) 成果指標と達成状況

①成果指標

| | 現状 | 目標 | 令和3年度実績 |
|------------------------|-------------------|------------------|---------|
| 一時預かり事業(幼稚園型を除く)の実施箇所数 | 160箇所 (H29年度末) | 202箇所 (R5年度末) | 173箇所 |
| 病児保育事業の実施箇所数 | 82箇所 (H29年度末) | 116箇所 (R6年度末) | 107箇所 |

②達成状況

上記①に記載

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果(指摘又は意見)

特になし

■ 7. 児童会館運営事業

(私学・子育て支援課 子育て支援係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

| | 当初予算額 | 決算額 | 差額 | 備考 |
|-------|---------|---------|---------|----|
| 令和元年度 | 156,061 | 153,790 | 2,271 | |
| 令和2年度 | 149,376 | 148,018 | 1,358 | |
| 令和3年度 | 150,802 | 165,122 | △14,320 | 注 |

(注) 年度途中において、国の地方創生臨時交付金(新型コロナウイルス対策)が活用できることになった。このため、補正予算において14,453千円(国庫10/10)を計上し、プロジェクター及び音響システム等の修繕を実施したことにより、当初予算よりも実績が増額となっている。

(2) 事業目的

ぐんまこどもの国児童会館の施設管理運営及び児童の健全な育成に関する諸事業を通じて、本県の次代を担う児童の健全な育成を推進する。

(3) 根拠法令等

| | |
|-------|---------------------------|
| 根拠法令等 | ぐんまこどもの国児童会館の設置及び管理に関する条例 |
|-------|---------------------------|

(4) 事業計画及び内容

- ① 指定管理者により、ぐんまこどもの国児童会館を管理 150,000千円
運営し、効率的・効果的な運営を図る。
・指定管理者：(公財)群馬県児童健全育成事業団
・指定期間：令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
・指定管理業務：児童健全育成事業の実施、児童会館施設設備の維持保守管理、観覧料徴収事務等
- ② 生活こども部指定管理者評価委員会 350千円
指定管理者の管理・運営状況を第三者が評価
- ③ ぐんまこどもの国児童会館の建築基準法第12条定期点検 452千円

(5) 財源（令和3年度当初予算）

（単位：千円）

| 国庫支出金 | その他特定財源 | 県債 | 一般財源 | 合計 |
|-------|-----------|-------|--------------|---------------|
| －（－％） | 2,331（2％） | －（－％） | 148,471（98％） | 150,802（100％） |

その他特定財源は、ぐんまこどもの国児童会館使用料（スペースシアター観覧料等）、自動販売機電気料（使用許可）等である。

(6) 令和3年度決算の主な内訳

（単位：千円）

| 節 | 令和3年度決算額 | 主な内容 |
|-------|----------|-----------------------------|
| 報償費 | 66 | 指定管理者評価委員会委員報償 |
| 旅費 | 6 | 指定管理者評価委員会委員旅費 |
| 需用費 | 13,349 | プラネタリウム修繕費、プラネタリウム座席抗菌、コピー代 |
| 役務費 | 5 | 切手代等 |
| 委託料 | 150,440 | 指定管理料、建築基準法12条点検業務 |
| 備品購入費 | 1,256 | 空気清浄機、玩具除菌装置、サーマルカメラ等 |
| 合計 | 165,122 | |

(7) 委託事業の内容

（単位：千円）

| 委託事業の内容 | 委託方法 | 令和3年度決算額 |
|--------------|------|----------|
| 指定管理料 | 公募 | 150,000 |
| 建築基準法12条点検業務 | 随意契約 | 440 |

(8) 補助金の内容

特になし

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020』における計画事業

○事業名：ぐんまこどもの国児童会館運営事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 県内唯一の大型児童館である「ぐんまこどもの国児童会館」の管理・運営を（公財）群馬県児童健全育成事業団に委託する。 |
| 令和3年度事業実績 | 施設利用者数 年間 63,433 人 プラネタリウム利用者数 年間 12,890 人 移動児童館参加者数 年間 875 人 |
| 実績額（千円） | 150,000 |

(10) 成果指標と達成状況

①成果指標

指定管理者が令和3年度事業計画書で掲げている目標及び実績は、以下のとおりである。

| | 目標 | 実績 | 達成率 |
|-------------|-------------|-------------|------|
| 入館者数 | 100,000 人 | 63,433 人 | 63% |
| プラネタリウム利用者数 | 15,000 人 | 12,890 人 | 86% |
| 移動児童館利用者数 | 1,200 人 | 875 人 | 73% |
| 実施事業の満足度 | 83% | 93% | 112% |
| 館全体の利用者満足度 | 90% | 92% | 102% |
| ホームページ閲覧数 | 67,500 アクセス | 81,554 アクセス | 121% |

(注) 令和3年8月20日から9月30日まで、県に緊急事態宣言が発令されたため、臨時休館していること等で入場者数等は未達成。

②達成状況

上記①に記載

(11) デジタル技術の活用状況

① 令和3年度の新規事業「にこっとちゃんねる」では、YouTube 公式チャンネルを通じて、自宅でも楽しめる遊びのプログラムや当館の取り組み等を紹介している。

② ぐんま公共施設予約サービスにおいて、オンラインによる多目的ホール及び研修室の予約申請受付を実施している。

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

【各種料金】なお、個人利用の料金であり、団体料金は異なる。

● ぐんまこどもの国児童会館

| | 大人 | 小人（中学生まで） | 幼児（3歳以下） |
|---------|--------|-----------|----------|
| プラネタリウム | 300 円※ | 無料 | 無料 |

※20名以上の団体の場合は240円/人

● 栃木県子ども総合科学館（栃木県）

| | 大人 | 小人（中学生まで） | 幼児（3歳以下） |
|---------|-------|-----------|----------|
| 展示場 | 550 円 | 220 円 | 無料 |
| プラネタリウム | 220 円 | 110 円 | 無料 |

● 新潟県立子ども自然王国（新潟県）

入場料 無料

● 福井県児童科学館（福井県）

入場料 無料

| | 大人 | 小中高生 | 幼児 |
|----------|-------|-------|-------|
| スペースシアター | 520 円 | 260 円 | 100 円 |
| 展示場 | 100 円 | 無料 | 無料 |

● 滋賀県立びわ湖こどもの国（滋賀県）

駐車料金 軽・普通車 500 円

| | 滋賀県内居住者 | 県外居住者 |
|---------------------|-----------------|-------------------|
| 研修室 ワークショップ（工作室） | 750 円 （1 時間） | 1,125 円 （1 時間） |

● さぬきこどもの国（香川県）

入場料、駐車料金無料

| | 大人 | 高校生 | 4歳から中学生 |
|----------|-------|-------|---------|
| スペースシアター | 500 円 | 300 円 | 100 円 |

● えひめこどもの城（愛媛県）

駐車料金 普通車 300 円

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）指定管理の一体化について（意見2）

ぐんまこどもの国児童会館の存在する群馬県立金山総合公園は県土整備部の所管である。他方、同公園の敷地内にあるぐんまこどもの国児童会館は生活こども部の所管であり、それぞれが別々に指定管理者を選定している。

一体として指定管理者を選定する場合と、従来どおり別々に指定管理者を選定する場合の費用について検討し、総額として指定管理料が少なくなる方法を考慮されたい。

（現状及び問題点）

ぐんまこどもの国児童会館は群馬県立金山総合公園の敷地内にある。金山総合公園は県土整備部（都市計画課）の所管であり当該所属によって選定された指定管理者が運営を受託している。他方、ぐんまこどもの国児童会館は生活こども部の所管であるため、当該（所属）によって指定管理者を選定している。このため、現在は、金山総合公園が、民間事業者である山梅・ケービックスグループ、ぐんまこどもの国児童会館は、群馬県児童健全育成事業団が指定管理者となっている。

都市公園法に基づく「都市公園」と児童福祉法に基づく「児童館」という設置目的が異なる施設という点において、屋外も児童館の一部である他県施設とは単純には比較できないが、他の都道府県等においては、一体として指定管理者を募集している事例もある。

一体として指定管理者を募集すると一体管理できる事業者が集まらず、候補者がいなくなってしまう懸念もあるが、指定管理料が減少する場合もある。

| 県 | 児童館名 | 運営主体 | 延床面積 | 設置年月 |
|----|--------------|-----------------------------|---|---------|
| 群馬 | ぐんまこどもの国児童会館 | （公財）群馬県児童健全育成事業団 | 4,150 m ² | 平成2年10月 |
| 栃木 | 栃木県子ども総合科学館 | （公財）とちぎ未来づくり財団 | 10,000 m ² | 昭和63年5月 |
| 新潟 | 新潟県こども自然王国 | （株）生態計画研究所 | 3,394 m ² | 平成7年7月 |
| 福井 | 福井県児童科学館 | ふくい福祉事業団・丹青社福井県児童科学館運営共同事業体 | 7,076 m ² | 平成11年6月 |
| 滋賀 | 滋賀県立びわ湖こどもの国 | （社福）友愛 | 屋内 5,542 m ² 屋外 78,359 m ² 全体 83,901 m ² | 平成4年7月 |

| | | | | |
|----|----------|-----------------------|----------------------|----------|
| 香川 | さぬきこどもの国 | (公財) 香川県児童・青少年健全育成事業団 | 5,010 m ² | 平成7年4月 |
| 愛媛 | えひめこどもの城 | 伊予鉄総合企画(株) | 4,072 m ² | 平成10年10月 |

| 県 | 利用者数 | 指定管理料 | 利用料収入 | 支払総額 |
|----|----------|-----------|----------|-----------|
| 群馬 | 281,372人 | 153,495千円 | 3,303千円 | 149,095千円 |
| 栃木 | 546,597人 | 344,993千円 | 67,626千円 | 411,915千円 |
| 新潟 | 109,345人 | 77,150千円 | 65,393千円 | 141,411千円 |
| 福井 | 518,485人 | 327,580千円 | 14,147千円 | 341,043千円 |
| 滋賀 | 237,204人 | 64,693千円 | 76,940千円 | 125,469千円 |
| 香川 | 640,726人 | 342,275千円 | 22,812千円 | 386,225千円 |
| 愛媛 | 336,530人 | 204,486千円 | 94,019千円 | 304,995千円 |

(出典) 群馬県生活子ども部から入手、一部監査人加工

(注1) 群馬県以外は、公園等を含む屋外も入れた金額である。

(注2) 利用者数、指定管理料、利用料収入、支払総額は令和元年度である。

(注3) 群馬県は、この他に、金山総合公園の指定管理料130,240千円(令和2年度)がある。

(改善策)

指定管理料としての総額は決して低くはないと思えるため、一体として指定管理者を選定する場合と、従来どおり別々に指定管理者を選定する場合の費用について検討し、総額として指定管理料が少なくなる方法を考慮されたい。

(2) 利用料収入について(意見3)

他県と比較して利用料収入が少ないため、指定管理料を少額に抑えるためにも、利用料収入を増やす施策を検討されたい。

(現状及び問題点)

上記(1)に記載のとおり、ぐんまこどもの国児童会館は、他県と比較して利用料収入が少ない。

入館料は無料であり、スペースシアター(プラネタリウム)は一般が300円、小中学生以下は無料である。また、研修室及び多目的ホールの貸出を行っており、料金は以下のとおりである。

(単位：円)

| | 第1研修室 | | 第2研修室 | | 多目的ホール | | 附属設備 |
|----|-------|-------|-------|-------|--------|--------|---------|
| | 甲類 | 乙類 | 甲類 | 乙類 | 甲類 | 乙類 | 規則で定める額 |
| 午前 | 2,000 | 4,000 | 1,750 | 3,550 | 6,600 | 13,300 | |
| 午後 | 2,250 | 4,550 | 2,000 | 4,000 | 7,400 | 14,900 | |
| 1日 | 4,250 | 8,550 | 3,750 | 7,550 | 14,000 | 28,200 | |

(注1) 午前 9:00～12:30 午後 13:00～17:00 1日 9:00～17:00

(注2) 甲類は一定の条件を満たしたもので、乙類はそれ以外のもの

利用料収入が少ないため、結果として指定管理料が多額になるおそれがある。

(改善策)

ぐんまこどもの国児童会館がある太田市は隣県からのアクセスもよく、2、3割は他県からの入館者である。県有施設であることから、県民以外の入館者には一定の入館料を負担してもらうことも検討されたい。

また、業務等で使用しない時間においては、研修室や多目的ホールの積極的な貸出を行うことで、利用料収入の増加に努める必要がある。

(3) 混雑時の対策について (意見4)

土日祝日には施設が入館定員に達することで待ち時間が発生することや、スペースシアターの上映についても利用定員の関係で見られないことがある。

混雑が予想される日は事前予約制にする、混雑予想を開示する、現在の混雑状況を開示するなど、利用者に対して有用な情報を提供し、待ち時間等が極力少なくなるように検討することが望ましい。

(現状及び問題点)

新型コロナウイルス感染症対策のため、入館の人数制限を令和4年9月23日から200名(それまでは120名)としており、定員に達した場合、退館者の分だけ新規に入場できる体制としている。従前これ以上に厳しい入場制限を課していた際には、SNS(Twitterなど)で「満員」等の案内を行っていたこともあったが、出入りが激しくなかなかタイムリーな情報を提供できないことから、現在では実施していない。

また、スペースシアター(プラネタリウム)の定員は、令和4年9月23日からは本来の定員である152名としているが、以前は100名としているため、土日午後から上映される人気プログラムを満員で見られない場合もあったとのことである。

(改善策)

同じ県有施設である、群馬県自然史博物館や県立ぐんま天文台では、ホームページによる事前予約制を一部又は全部で採用している。また、ぐんまこどもの国児童会館では、混雑予測カレンダーとして駐車場の混雑予想を開示している。

新型コロナウイルス感染症対策をとっている一方で、小さなこどもが、列に並んで入館待ちをすることは密になる危険性も高い。また、人気プログラムを見ることを楽しみに来たこどもが、定員で見られない状況も生じている。

待ち時間が長い状況が続くようであれば、事前予約制を導入することも一案である。また、直近1か月間や現在の待ち時間を開示する、混雑予測を開示するなど、利用者にとって有益な情報を提供することが望まれる。

(4) スペースシアターの投影回数と番組について (意見5)

スペースシアターの投影回数は、本来、土日祝日等は6回のところ、現在は4回となっており、人気プログラムは利用定員の関係で見られない場合もある。

入館定員数も緩和してきている昨今においては、投影回数を元に戻し、人気プログラムを1日に2回投影するなど、利用者のニーズに合ったサービスを提供することが望ましい。

(現状及び問題点)

スペースシアターのパンフレットでは、一般投影は、平日は1日2回、土日祝日及び春夏冬休みは1日6回の上映とされている。しかし現在は、平日は2回だが、新型コロナウイルス感染症対策のため、休日は4回と従来に比べ2回少なくなっており、人気のプログラムは定員で見られない場合もあるとのことである。

(改善策)

スペースシアターの上映プログラムに関しての入場者数は、プログラム(番組)ごと、月ごとに集計しているが、これを見ると、上映プログラムによって人気に偏りがある。プログラム(番組)の上映については、貸与契約を結んでおり、一日に何回上映してもその金額は一定とのことである。

このため、入館者及びスペースシアターの定員も引き上げている昨今においては、パンフレットに記載のとおり、休日は6回の投影に戻し、人気プログラムを2回上映するなど、利用者のニーズにあったプログラムを提供することが望まれる。新型コロナウイルスの対策としては、投影回数を増やし、定員を減らす方が有意義な場合もあると考えられる。

(5) スペースシアターでの上映番組の検討について (意見6)

スペースシアターでの上映プログラム(番組)は、1番組200万円から400万円と高額であるにも関わらず、その検討過程が明確にされていない。番組を決定すると、その番組の放映権を有している業者と随意契約を結んでいることから、上映番組の決定には、費用対効果を十分に検討すべきであり、その議論の過程を残す必要がある。

(現状及び問題点)

スペースシアターのプログラム(番組)は、上映する番組の映像データの貸与により放映しており、業者と上映委託契約を結んでいる。選定委員により、どの番組を上映するかを決定し、その番組の放映権を有している業者と随意契約を結んでいる。しかしながら、具体的にどのような内容及び金額の提案を決定したのか、その検討過程が不明である。いつから番組を放映するか、1日に何種類の番組を放映するかを検討した資料は残されていたが、具体的にどの番組を放映するといくら掛かるのか、その内容と金額を比較してどの番組を放映するのかを検討、決定した過程が分からなかった。

番組の委託料は1作品あたり200万円から400万円程度と比較的高額のものが多いとされているにも関わらず、その内容と金額、集客予想について十分に検討しているとは言い難い。番組を決定すると、その上映権を有している業者と随意契約を締結し、金額について先方に主導権があることから、透明性を確保する観点からは番組を決定した過程を残しておくことが望ましい。

(改善策)

令和3年度では2者に対し、それぞれ4,180千円を業務委託料として支払っている。金額も大きいことから、より良い作品を委託するよう選定委員による議論が必要であるがその過程及び結果を詳細に残しておくことが望ましい。

(6) 人員配置について (意見7)

現在、平日と土日祝日で出勤している職員数は変わらないが、土日祝日の個人客の入館者数は平日の約10倍であることから、入館者数に応じて、職員の出勤体制を見直すことが望ましい。

(現状及び問題点)

館内の運営は現在、職員20人を4班体制で回しており、土日祝日と平日で勤務している職員数は同じである。また、毎週金曜日には原則として全員が出勤して会議を実施している。

平日には土日祝日の準備に加え、企画事業の検討・立案や移動児童館や団体向けプログラム等も実施しているとのことであるが、監査人が往査した際には、比較的時間に余

裕があると見受けられる職員がいた。

職員の対応が必要な個人客の入館は、来場者実績を見ると圧倒的に土日祝日が多い。直近の令和4年10月の個人の入館者数は以下のとおりである（なお、10月28日は群馬県民の日であり、小中高校が休みになるため祝日扱いとして集計している）。

| | 平日 | 土日祝日 |
|-----------|--------|---------|
| 日数 | 14日 | 12日 |
| 入館者数 | 1,946人 | 15,726人 |
| 1日あたり入館者数 | 139人 | 1,310人 |

（改善策）

入館者数に応じて、職員の勤務体系を見直すことが望ましい。団体客には基本的には引率者がおり、団体によっては事前に職員と引率者が打ち合わせを行っているため、それほど職員の対応は必要ないが、一般客には、職員が細かい説明や対応が必要な場合が多い。土日祝日は入館の人数制限、スペースシアターの入退場やクラフトルーム及びパソコンルーム等での利用方法の説明など、多くの職員が必要となる場面が多い。

指定管理者に土日祝日の職員の増員を依頼するか、必要に応じて、次回の指定管理者の公募時の仕様書に記載するなど、利用者の人数に応じた職員の配置を検討すべきである。

（7）修繕費の負担について（意見8）

県と指定管理者との間で締結されている基本協定書では原則として50万円を超える修繕等は県の費用負担にて工事が行われる。しかしながら、令和3年度に50万円を超える修繕等が2件行われたがいずれも県の負担ではなく指定管理者の負担にて工事等が行われている。指定管理者の指定の申請を行う際は、大規模な修繕等は県が負担することを前提に、各種計画を策定しているはずである。

そうであるにもかかわらず、早急性等のみを理由に指定管理者の負担で小規模ではない修繕を行うことは指定管理料の適切性に疑義を抱かれる懸念があるとともに所有者はあくまで県といった指定管理制度の趣旨に反すると考えられる。

指定管理者によって50万円を超える修繕依頼等があった場合には当該案件についてより慎重に協議するとともに、指定管理者負担とした場合には第三者から見ても納得感のある理由等を記載した協議結果を残すようにすべきである。

（現状及び問題点）

群馬県とぐんまこどもの国児童会館の指定管理者との間では、ぐんまこどもの国児童会館の管理及び運営に関する基本協定書が取り交されており、同協定書では以下の記載がある。

(リスク等の分担)

第 25 条 指定管理業務等に関して想定されるリスク等の分担については、別記 5「指定管理業務等に係るリスク等の分担表」のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合、又は事前に定める事項以外の不測のリスク等が生じた場合には、甲（群馬県）と乙（指定管理者）の協議により、リスク等の分担を決定するものとする。

以下は別記 5 の抜粋である。

| 指定管理業務等の実施に係るリスク等の分担表 | | | |
|-----------------------|--------|----------|----|
| 項目 | 群馬県（甲） | 指定管理者（乙） | 備考 |
| ～中略～ | | | |
| 施設・附属設備の修繕 （小規模） | | ○ | |

(注 1) 施設・附属設備の小規模修繕は次の範囲とし、これ以外は大規模修繕とする。

- (1) 修繕に関する費用が 50 万円以内のもの
- (2) 上記の範囲内であっても、指定管理者において資産計上に相当するようなものは除く

上記のように児童会館の設備等に修繕の必要性が生じた場合、原則として 50 万円以内の費用であれば指定管理者の負担で修繕が可能としている。

令和 3 年 6 月及び 7 月にスペースシアターのプロジェクター及びポインター、客先誘導灯について不具合等が生じたことで修繕の必要性があったが、それぞれの費用について 50 万円を超過しているにも関わらず指定管理者の負担で修繕が行われていた。

| 内容 | 金額（税込） |
|------------------------------|-----------|
| スペースシアタープロジェクター及び星座絵・ポインター修繕 | 616,440 円 |
| スペースシアター客席誘導灯交換工事 | 715,000 円 |

1 件あたりの費用が 50 万円を超えることで県と指定管理者との間で事前協議は行われているものの指定管理者負担とした理由は閲覧者へのサービス低下に繋がることから早急に修繕（工事）を行うためとしている。

県と指定管理者間で 50 万円を超える修繕等は県の負担としている趣旨は、規模に関わらず全ての修繕等を指定管理者負担としてしまうと指定管理料が莫大な金額になってしまう懸念があること、重要な設備の欠陥等については所有者である県の費用負担で修繕等を行うことがサービスの維持にも繋がると考えているからである。

また、県から支払われる指定管理料の中には簡易な修繕・維持費は含まれるが、指定管理者の指定の申請を行う際は、大規模な修繕等は県が負担することを前提に、各種計画を策定しているはずである。

そうであるにもかかわらず、早急性を理由に指定管理者の負担で小規模ではない修繕を行うことは指定管理料の適切性に疑義を抱かれる懸念があるととも所有者はあくまで県といった指定管理制度の趣旨に反すると考えられる。県としては準備資金（積立資金）もあったことから指定管理者が負担することに問題はないものとしているが指定管理者の財政状態と工事等のリスク負担は本来関係がないと考えられる。

(改善策)

今後、指定管理者によって50万円を超える修繕依頼等があった場合には当該案件についてより慎重に協議するとともに、指定管理者負担とした場合には第三者から見ても納得感のある理由等を記載した協議結果を残すようにすべきである。

■ 8. 子どもの貧困対策推進事業

(私学・子育て支援課 子育て支援係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

| | 当初予算額 | 決算額 | 差額 | 備考 |
|-------|--------|--------|--------|----|
| 令和元年度 | 27,697 | 20,496 | 7,201 | |
| 令和2年度 | 26,158 | 15,376 | 10,782 | |
| 令和3年度 | 22,893 | 16,499 | 6,394 | |

(2) 事業目的

家庭の機能を補完し、子どもが大人や仲間と関わりながら自分らしく過ごせる「子どもの居場所」の充実に取り組むことで、子ども自身がたくましく生きるために必要な力(学力、生活力)を身につけることを支援する。

(3) 根拠法令等

| | |
|-------|-------------------|
| 根拠法令等 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律 |
|-------|-------------------|

(4) 事業計画及び内容

- ① 子どもの居場所づくりコーディネーターの配置 2,277千円
子どもの居場所における食材や人材等の支援ニーズと、社会資源の広域的なマッチングを図るため、コーディネーターを配置
- ② 子どもの居場所づくり応援 1,000千円
子どもの居場所(子ども食堂や無料学習塾等)を新規開設する民間団体に対して、新規立ち上げに要する費用を補助
- ③ 子どもの生活・学習支援 18,141千円
生活困窮者世帯の中学生等に対する無料学習支援を実施 ほか

(5) 財源(令和3年度当初予算)

(単位:千円)

| 国庫支出金 | その他特定財源 | 県債 | 一般財源 | 合計 |
|-------------|---------|-------|-------------|--------------|
| 10,207(45%) | 5(0%) | —(—%) | 12,681(55%) | 22,893(100%) |

(6) 令和3年度決算の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 令和3年度決算額 | 主な内容 |
|--------|----------|--|
| 報酬 | 1,464 | 会計年度任用職員報酬 |
| 職員手当 | 311 | 会計年度任用職員期末手当 |
| 共済費 | 292 | 会計年度任用職員共済費 |
| 旅費 | 114 | 会計年度任用職員旅費(通勤手当) |
| 委託料 | 13,918 | 子どもの生活・学習支援事業 子どもの居場所に関わる人たち を対象としたICT体験事業 |
| 負担金補助金 | 400 | 子どもの居場所づくり応援事業 補助金 |
| 合計 | 16,499 | |

(7) 委託事業の内容

(単位:千円)

| 委託事業の内容 | 委託方法 | 令和3年度決算額 |
|------------------------------|-----------|----------|
| 子どもの生活・学習支援事業 | 随意契約(注) | 12,523 |
| 子どもの生活・学習支援事業における ICT教室事業 | 公募型プロポーザル | 684 |
| 子どもの居場所ICT体験事業 | 公募型プロポーザル | 709 |
| 合計 | | 13,918 |

(注) 本事業は、生活困窮者自立支援法に基づく事業であり、対象者は生活保護世帯や生活困窮世帯等の主に中学生である。対象者に対し、居場所の提供や学習支援等を行うことにより、生活習慣・学習習慣の確立や学習意欲の向上を図る取組を通して、自己肯定感を育むことを目的として実施するものである。

子どものプライバシーに深く関わる事業であるとともに、対象者は経済的・精神的に悩みを抱えていることが多く、事業者には、子どもや家庭の状況を十分に理解し、適切な配慮や対応を行うことにより、子どもや家庭との信頼関係を築くことが求められる。また、利用者については前年度から継続して利用する生徒が多く見込まれる。以上のことを踏まえ、子どもが安心して通える居場所を提供するためには、継続的な支援が必要であることから、令和2年度と同じ事業者による事業を委託して実施するため、随意契約としている。

(8) 補助金の内容

(単位：千円)

| 補助金の内容 | 交付先 | 令和3年度決算額 |
|-------------------|--|----------|
| 子どもの居場所づくり応援事業補助金 | 群馬県内で子どもの居場所づくり事業（子ども食堂、学習支援、遊び場等）を新たに実施する民間団体 | 400 |

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』における計画事業

○事業名：子どもの生活・学習支援事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 生活保護受給世帯や生活困窮状態にある世帯の中学生に対し、居場所の提供や学習支援を行い、生活習慣・学習習慣の確立や学習意欲の向上を図る。 |
| 令和3年度事業実績 | 学習支援実施自治体 33か所（市町村） |
| 実績額（千円） | 13,208 |

○事業名：子どもの居場所づくり地域ネットワーク形成支援事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 県内の教育・福祉分野に関係する自治体、団体の連携体制の整備を図るとともに、市町村の地域ネットワークづくりを支援する。 |
| 令和3年度事業実績 | 子どもの居場所地域ネットワーク数 8か所 |
| 実績額（千円） | — |

(注) 子どもの居場所づくり応援県域協議会を設置しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催できなかった。地域ごとの対応に移行中であり、令和3年度に具体的な事業は実施していない。

○事業名：子どもの居場所づくりマッチングコーディネーター事業

| | |
|------|--|
| 事業内容 | 子どもの居場所における食材や人材等の支援ニーズと、社会資源の広域的なマッチングを図るため、コーディネーターを配置する。 コーディネーターは、子どもの居場所実施団体、企業等を訪問し、ニーズに応じた食材・物資・体験活動等の支援についてマッチングを図り、居場所実施団体と支援企業等を結ぶ情報交換会を開催する。また、企業等による運営支 |
|------|--|

| | |
|-----------|---|
| | 援補助等の情報を収集し、居場所に対する情報提供を行うとともに応募等に係る相談に応じる。 |
| 令和3年度事業実績 | マッチング件数：年間 217 件 情報交換会開催件数：年間 15 回 |
| 実績額（千円） | 2,182（コーディネーターの人件費） |

○事業名：子どもの居場所に関わる人たちを対象とした ICT 体験事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 子どもの居場所に通う子どもとその保護者や子どもの居場所実施団体に対して、ICT への関心を高めてもらうための体験活動を提供する。 |
| 令和3年度事業実績 | 参加者数：96 人 |
| 実績額（千円） | 709 |

（注）令和4年度は、DX 戦略課で実施する事業に集約予定のため、生活こども部では実施しない。

○事業名：子どもの居場所づくり応援事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 子どもの居場所（子ども食堂や無料学習塾等）を新規開設する民間団体に対して、新規立ち上げに要する費用を補助する。 |
| 令和3年度事業実績 | 交付決定件数：3 件 |
| 実績額（千円） | 400 |

○事業名：シングルマザー専用シェアハウス検討事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | シングルマザーを応援するシェアハウスについて、支援が必要な方や市町村等に対して周知を行う。 |
| 令和3年度事業実績 | シェアハウスの周知啓発を実施 |
| 実績額（千円） | — |

（注）シングルマザー専用シェアハウスは7戸しかなく、受益者が限られることから、費用対効果を考えて、予算化しなかった。

○事業名：子どもの居場所づくりボランティア人材バンク事業

| | |
|-----------|--------------------------------------|
| 事業内容 | ボランティア人材バンクを運営し、子どもの居場所の安定した運営を支援する。 |
| 令和3年度事業実績 | — |
| 実績額（千円） | — |

（注）各所属で対応することとし、私学・子育て支援課としては特に実施しなかった。

○事業名：子どもの居場所の充実事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 家庭の機能を補完し、子どもが大人や仲間と関わりながら、自分らしく過ごせる「子どもの居場所づくり」について、地域全体で行う機運の醸成や連携づくり、民間団体への取組支援による充実を図ることで、子どもがたくましく生きるために必要な力を身に付けることを支援する。 |
| 令和3年度事業実績 | 「子どもの居場所づくり」について、地域全体で行う機運の醸成や連携づくり、民間団体への取組を支援した。 |
| 実績額（千円） | 3,292 |

（注）子どもの居場所づくりマッチングコーディネーター事業、子どもの居場所に関わる人たちを対象としたICT体験事業、子どもの居場所づくり応援事業の合算であるため、子どもの居場所の充実事業として新規事業はない。

(10) 成果指標と達成状況

| 評価目標 | 策定時の数値 | | 目標数値 | | R3年度実績 |
|---------------------|--------|--------|-------|-------|--------|
| | 33市町村 | H30年度末 | 35市町村 | R6年度末 | |
| 生活困窮世帯等への学習支援実施市町村数 | 33市町村 | H30年度末 | 35市町村 | R6年度末 | 33市町村 |
| 子ども食堂がある市町村数 | 15市町村 | H30年度末 | 35市町村 | R6年度末 | 20市町村 |

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）子どもの居場所づくり応援事業補助金の交付要綱について（意見9）

補助事業は、概ね月1回以上定期的を実施することとされており、かつ、1年以上継続して事業を実施する見込みがあることと定めているが、実際には1回のみ実施した事業者に対しても満額補助金を交付しており、翌年度の実績報告書の提出は求めている。

交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度以降も補助事業者の活動状況を確認できるよう交付要綱を変更するとともに、事業者の都合等により実施回数が少ない場合や、事業の継続が確認できない場合は、一部の補助金の返還を求めるよう運用を見直すべきである。

（現状及び問題点）

子どもの居場所づくり応援事業補助金は、さまざまな家庭の事情で、放課後等にひとりで過ごす子どもが、大人や仲間と関わりながら安心して過ごし、生活していく力を身につけられるよう子どもの居場所づくり事業を支援するものである。

対象団体は、群馬県内で子どもの居場所づくり事業（子ども食堂、学習支援、遊び場等）を新たに実施する民間団体であり、子どもの居場所づくり事業が実施されていない市町村（未設置市町村）で新たに居場所づくりを実施する場合は、1団体等につき200,000円以内、既設置市町村で実施する場合には、1団体等につき100,000円以内の補助である。

補助事業は、概ね月1回以上定期的を実施することとされており、1年以上継続して事業を実施する見込みがあることと定めている。また、補助金の交付対象となる事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までであり、補助事業が完了したときは、実績報告書に関係書類を添えて、交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度の4月20日までに知事に提出することとされている。

令和3年4月当初は、未設置の市町村で新たに実施する場合に限られていたが、応募団体が1者のみであったことから、9月1日に要綱を変更し、既設置市町村で実施する場合も対象となるよう変更がなされた。これにより、追加で2団体の応募があった。

| 事業者 | 交付決定日 | 事業実施日 | 事業完了年月 | 購入品等 | 補助金額 |
|-----|---------|---|--------|----------------------|------|
| A | 令和3年9月 | ① 令和3年12月 ② 令和4年1月 ③ 令和4年2月 ④ 令和4年3月 | 令和4年3月 | パソコン、 プリンター など | 20万円 |
| B | 令和3年12月 | ① 令和4年1月 ② 令和4年2月 ③ 令和4年3月 | 令和4年3月 | 炊飯器、冷 蔵庫など | 10万円 |
| C | 令和4年3月 | ① 令和4年3月 | 令和4年3月 | おもちゃ、 手袋など | 10万円 |

事業者Cは、交付決定日が3月であったことから事業を1回しか実施しておらず、これに対して10万円を補助している。1年以上継続して事業を実施する見込みがあることを条件としているが、令和4年度については、実績報告書の提出を求めているため、現状では1回だけの事業で10万円の補助金を受けることが可能となっている。

(改善策)

当該補助金の交付要綱において、補助事業は、概ね月1回以上定期的に実施することとされており、1年以上継続して事業を実施する見込みがあることと定めていることから、交付決定を行った日の属する会計年度に1年間の事業の継続を確認できない場合においては、交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度以降も補助事業者の活動状況を確認できるよう交付要綱を変更すべきである。

なお、補助金の交付要綱では、概ね月1回以上定期的に1年以上継続して事業を実施する見込みとされており、必ずしも実施しなければならないとは規定されていない。新型コロナウイルス感染症の蔓延等、やむを得ない理由により1年間事業を継続することができなかった場合には補助金の返還を求める必要はないが、事業者の都合等により実施回数が少ない場合や、事業の継続が確認できない場合は、一部の補助金の返還を求めるよう、運用を見直すべきである。

■ 9. 保育施設支援事業

(生活子ども部 私学・子育て支援課 保育係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

| | 当初予算額 | 決算額 | 差額 | 備考 |
|-------|------------|------------|-----------|----|
| 令和元年度 | 12,459,028 | 11,097,607 | 1,361,421 | |
| 令和2年度 | 13,549,547 | 12,763,291 | 786,256 | |
| 令和3年度 | 12,457,631 | 12,251,759 | 205,872 | |

(2) 事業目的

安心して子どもを育てられる環境を整備するとともに、保育所及び認定子ども園等の保育内容の充実と入所児童の処遇向上等を進めるため、保育所等の運営費負担や、民間保育所等の施設整備補助、認可外保育施設への補助等を実施し、子育て家庭を支援する。

(3) 根拠法令等

| | |
|-------|----------------------------|
| 根拠法令等 | 児童福祉法、子ども・子育て支援法、各補助金交付要綱等 |
|-------|----------------------------|

(4) 事業計画及び内容

| | |
|--|---------------|
| ① 子どものための教育・保育給付費負担 民間保育所等の運営経費に対する県費義務負担 | 11,801,062 千円 |
| ② 育てのための施設等利用給付費負担 認可外保育施設等の利用費支給に対する県費義務負担 | 77,810 千円 |
| ③ 幼児教育・保育の無償化事務費補助 | 14,952 千円 |
| ④ 認定子ども園整備費補助 | 536,963 千円 |
| ⑤ 保育所緊急整備事業費補助 | 3,355 千円 |
| ⑥ 子育て環境づくり推進 | 17,791 千円 |
| ⑦ 産休等代替職員設置費補助 | 3,489 |
| ⑧ 認可外保育施設支援 | 2,209 千円 |

(5) 財源（令和3年度当初予算）

（単位：千円）

| 国庫支出金 | その他特定財源 | 県債 | 一般財源 | 合計 |
|-------------|------------|----|-----------------|------------------|
| 537,463(4%) | 35,307(0%) | — | 11,884,861(95%) | 12,457,631(100%) |

(6) 令和3年度決算の主な内訳

（単位：千円）

| 節 | 令和3年度決算額 | 主な内容 |
|------|------------|------|
| 補助金等 | 12,251,759 | |
| 合計 | 12,251,759 | |

(7) 委託事業の内容

該当なし

(8) 補助金の内容

（単位：千円）

| 補助金の内容 | 交付先 | 令和3年度決算額 |
|-------------------|------|------------|
| 子どものための教育・保育給付費負担 | 各市町村 | 11,780,960 |
| 子育てのための施設等利用給付費負担 | 各市町村 | 54,613 |
| 幼児教育・保育の無償化事務費補助 | 各市町村 | 4,569 |
| 認定こども園整備費補助 | 各市町村 | 384,916 |
| 子育て環境づくり推進 | 各市町村 | 16,418 |
| 産休等代替職員設置費補助 | 各市町村 | 1,285 |
| 認可外保育施設支援 | 各市町村 | 8,998 |

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』における計画事業

○事業名：子どものための教育・保育給付費負担

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 子ども・子育て支援新制度について、市町村が保育所等に支給する運営経費を負担する。 |
| 令和3年度事業実績 | 交付対象箇所数 29 市町村 |
| 実績額（千円） | 10,516,782 |

○事業名：施設型給付費(地方単独費用部分)補助

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 子ども・子育て支援新制度について、市町村が幼稚園等に支給する1号認定子どもの施設型給付費の財源として、地方単独費用部分の1/2を市町村に対して補助する。 |
| 令和3年度事業実績 | 補助対象箇所数 26 市町村 |
| 実績額（千円） | 1,264,178 |

○事業名：認定こども園整備

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 市町村が実施する認定こども園の創設等の施設整備事業に係る経費の一部を補助することにより、子どもを安心して育てることができる体制の整備を促進する。 |
| 令和3年度事業実績 | 認定こども園整備；補助対象施設数 7市町12施設 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備；補助対象施設数 50施設 |
| 実績額（千円） | 384,916 |

○事業名：子育て支援施設等利用給付

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 幼児教育の無償化を図るため、私立幼稚園保育料及び預かり保育利用料を負担する。 |
| 令和3年度事業実績 | 市町村が支弁する施設等利用費の1/4を負担 |
| 実績額（千円） | 54,613 |

○事業名：幼児教育・保育の無償化

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 3歳から5歳児の保育所、幼稚園、認定こども園に通園する子どもの保育料を無償化する。 ※0歳から2歳児については、非課税世帯のみ。 |
| 令和3年度事業実績 | 子どものための教育・保育給付費負担の一部 |
| 実績額（千円） | — |

(10) 成果指標と達成状況

該当なし

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 10. 保育事業振興事業

(生活子ども部 私学・子育て支援課 保育係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

| | 当初予算額 | 決算額 | 差額 | 備考 |
|-------|-----------|---------|---------|-----|
| 令和元年度 | 603,319 | 615,543 | △12,224 | |
| 令和2年度 | 1,200,395 | 622,450 | 577,945 | (注) |
| 令和3年度 | 608,752 | 562,029 | 46,723 | |

(注) 令和2年度の決算が予算比で大幅に減少したのは安心子ども基金積立金(幼児教育・保育の無償化事務費補助分)の必要額の減少によるものである。

(2) 事業目的

子ども・子育て支援事業支援計画に基づき、増大・多様化する保育需要に対応できるよう、保育サービスや保育内容の充実、保育所等入所児童の処遇向上等を進める。

(3) 根拠法令等

| | |
|-------|-----------|
| 根拠法令等 | 各補助金交付要綱等 |
|-------|-----------|

(4) 事業計画及び内容

- ① 保育充実促進費補助(中核市を除く) 267,128千円
 - ・1歳児保育に係る保育士配置を国基準「児童:保育士=6:1」から「5:1」に充実するための補助
 - ・食物アレルギー対策に係る給食設備などの経費の一部を補助
- ② 第3子以降3歳未満児保育料免除 341,259千円
 - ・保育所、認定子ども園等の第3子以降の3歳未満児の保育料を無料化する市町村に対する支援
 - ・認可外保育施設の利用者の保育料を軽減
- ③ 安心子ども基金運用益に掛かる積立て 15千円
ほか

(5) 財源（令和3年度当初予算）

（単位：千円）

| 国庫支出金 | その他特定財源 | 県債 | 一般財源 | 合計 |
|---------|--------------|----|-------------|---------------|
| 350(0%) | 550,195(90%) | — | 58,207(10%) | 608,752(100%) |

(6) 令和3年度決算の主な内訳

（単位：千円）

| 節 | 令和3年度決算額 | 主な内容 |
|-----|----------|------|
| 補助金 | 562,012 | |
| 積立金 | 17 | |
| 合計 | 562,029 | |

(7) 委託事業の内容

該当なし

(8) 補助金の内容

（単位：千円）

| 補助金の内容 | 交付先 | 令和3年度決算額 |
|-----------------|------|----------|
| 保育充実促進費補助 | 各市町村 | 245,286 |
| 第3子以降3歳未満児保育料免除 | 各市町村 | 316,726 |

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020』における計画事業

○事業名：保育充実促進費補助

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | (1) 低年齢児保育…1歳児に対する保育士配置を国基準の6:1から5:1に充実するための経費を補助する。 (2) 食物アレルギー対策…食物アレルギーに係る事故を防止し、食物アレルギー児童に対して安心な給食の提供を行うため、組織体制の強化、給食設備等に係る経費の一部を補助する。 |
| 令和3年度事業実績 | ○低年齢児保育補助：(年間延べ人数) 43,703人 ○食物アレルギー対策：104施設 |
| 実績額(千円) | 245,286 |

○事業名：第3子以降3歳未満児保育料免除

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 県内で家族を増やし、子育てする世帯の経済的負担を軽減するために、認可保育所、認定こども園、認可外保育施設等を利用する第3子以降の3歳未満児の保育料を無料化、又は免除する。 |
| 令和3年度事業実績 | 補助対象箇所数 30箇所(市町村) |
| 実績額(千円) | 316,726 |

(10) 成果指標と達成状況

該当なし

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果(指摘又は意見)

特になし

■ 1 1. 保育資質向上事業

(生活こども部 私学・子育て支援課 保育係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

| | 当初予算額 | 決算額 | 差額 | 備考 |
|-------|--------|--------|--------|----|
| 令和元年度 | 79,826 | 57,279 | 22,547 | |
| 令和2年度 | 85,639 | 55,106 | 30,533 | |
| 令和3年度 | 72,910 | 56,050 | 16,860 | |

(2) 事業目的

保育所、認定こども園等の職員を対象に、児童の保育並びに保護者及び地域の子育て家庭への支援に必要な知識・技術を習得するための研修を実施し、保育の質の向上を図るとともに、多様な保育サービスに必要な保育人事の確保を推進する。

(3) 根拠法令等

| | |
|-------|----------------------------|
| 根拠法令等 | 児童福祉法、子ども・子育て支援法、各補助金交付要綱等 |
|-------|----------------------------|

(4) 事業計画及び内容

- ① 保育士等への研修の実施 35,765 千円
保育士、保育教諭等の資質向上を図るキャリアアップ研修を実施するとともに、認可外保育施設・再就職希望者研修等を実施。
- ② 保育士・保育の現場の魅力発信事業 6,695 千円
保育士を目指す学生や潜在保育士、学生の保護者に対し、広報媒体を積極的に活用し、保育士という職業や保育の現場の魅力を発信する。
- ③ 保育士修学資金及び就職準備金貸付 8,875 千円
・ 県内の保育士養成校に入学する学生向けに修学資金を貸付
・ 保育所を離職した者等で保育施設等へ就職する者を対象として就職準備金を貸付

ほか

(5) 財源（令和3年度当初予算）

（単位：千円）

| 国庫支出金 | その他特定財源 | 県債 | 一般財源 | 合計 |
|--------------|------------|--------|--------------|---------------|
| 23,858 (33%) | 4,407 (6%) | － (－%) | 44,645 (61%) | 72,910 (100%) |

(6) 令和3年度決算の主な内訳

（単位：千円）

| 節 | 令和3年度決算額 | 主な内容 |
|------------|----------|--|
| 報酬 | 3,124 | |
| 職員手当等 | 311 | |
| 共済費 | 289 | |
| 報償費 | 91 | |
| 旅費 | 177 | |
| 需用費 | 424 | |
| 役務費 | 72 | |
| 委託料 | 35,720 | 保育士登録 3,246 保育所職員資質向上 25,389 保育人材確保対策 7,085 |
| 使用料及び賃借料 | 803 | |
| 負担金補助及び交付金 | 15,039 | 資格取得支援 710 保育士登録 905 保育士養成所運営費補助 8,580 保育人材確保対策 4,844 |
| 合計 | 56,050 | |

(7) 委託事業の内容

（単位：千円）

| 委託事業の内容 | 委託方法 | 令和3年度決算額 |
|---------------------------|-----------|----------|
| 保育士登録 | | 3,246 |
| キャリアアップ研修事業（群馬県社会福祉協議会） | 随意契約 | 24,195 |
| 現任保育士・保育教諭等研修事業（群馬県保育協議会） | 公募型プロポーザル | 1,194 |
| 魅力発信事業（上毛新聞 TR） | 公募型プロポーザル | 6,684 |
| 魅力体験ツアー（群馬県保育協議会） | 随意契約 | 399 |

(8) 補助金の内容

(単位：千円)

| 補助金の内容 | 交付先 | 令和3年度決算額 |
|-------------|------------|----------|
| 資格取得支援 | | 710 |
| 保育士登録 | | 905 |
| 保育士養成所運営費補助 | 社会福祉法人 三吉 | 8,580 |
| 保育人材確保対策 | 群馬県社会福祉協議会 | 4,844 |

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』における計画事業

○事業名：保育所等職員資質向上

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 保育所等職員の資質向上を図るため、新規採用、若手、中堅、主任、施設長等の階層ごとに研修を実施する。中堅層向けには、技能・経験に応じた処遇改善につなげるキャリアアップ研修を実施する。 |
| 令和3年度事業実績 | ・新規採用向け研修 2講座 ・キャリアアップ研修（中堅向け） 22講座 ・主任向け研修 1講座 ・施設長向け研修 1講座 ほか |
| 実績額（千円） | 26,327 |

○事業名：保育人材確保対策

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 保育人材確保のため、高校生を対象とした幼児教育・保育の魅力体験バスツアーや、幼稚園保育園認定こども園就職説明会、修学資金や就職準備金の貸付事業、保育士・保育の現場の魅力発信事業を実施します。 |
| 令和3年度事業実績 | ・魅力体験ツアー 1回 ・幼稚園保育園認定こども園合同就職説明会 1回 ・修学資金貸付 34名 ・就職準備金貸付 11名 |
| 実績額（千円） | 5,723 |

(10) 成果指標と達成状況

該当なし

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

- (12) 他の都道府県等での参考となる事例等
特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 委託事業の公募型プロポーザルによる募集について（意見 10）

委託事業の内容に最も適した業者の選定ができるよう複数の業者が公募型プロポーザルへ参加することを働きかけていくことが望まれる。

(現状及び問題点)

令和3年度現任保育士・保育教諭等研修事業の委託業者の選定にあたり、公募型プロポーザルによる募集をしているが応募は1団体のみであり、プロポーザル方式を採用した効果が十分に発揮されていないと考えられる。

(改善策)

複数業者での企画提案の競争により、実施事業の企画内容が最も適した業者を選定することができるよう、現行の公募型プロポーザルへ応募が少ない理由や原因を把握し、複数の業者が参加するよう働きかけていくことが望まれる。

(2) 保育士修学資金貸付等事業費における貸付原資残額について（意見 11）

保育士修学資金貸付等事業費の貸付原資残額について、群馬県保育士修学資金貸付等事業実績報告書の提出による報告のみでなく、預金残高確認書等の証憑の提出を依頼し、保有状況の確認を行うことが望まれる。

(現状及び問題点)

保育士修学資金貸付等事業については、群馬県社会福祉協議会に委託している。

事業の実施にあたっては、厚生労働省「保育対策総合支援事業費補助金」（負担割合：国9/10、県1/10）を活用しており、国庫負担分については貸付原資として平成28年度及び平成29年度に全額交付済みであり、県負担分は群馬県社会福祉協議会より提出される補助金交付申請書の内容を審査したうえで交付している。

貸付原資残額については毎年、群馬県保育士修学資金貸付等事業実績報告書により報告されているものの、具体的な保有状況の確認は行われていない。

(改善策)

群馬県保育士修学資金貸付等事業実績報告書による報告のみでなく、交付している貸付原資の保有状況について預金等の残高証明書等による確認を実施することが望まれる。

■ 1 2. 児童養護施設等対策事業

(児童福祉・青少年課 家庭福祉係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

| | 当初予算額 | 決算額 | 差額 | 備考 |
|-------|-----------|-----------|---------|------|
| 令和元年度 | 2,951,593 | 3,020,396 | △68,803 | (注1) |
| 令和2年度 | 3,081,808 | 3,114,311 | △32,503 | (注1) |
| 令和3年度 | 3,453,555 | 3,298,480 | 155,075 | |

(注1) 新型コロナウイルス感染症関連の補正予算があったため。

(2) 事業目的

児童虐待問題をはじめとして、様々な事情により家庭で生活することのできない児童や保護を必要とする母子などを、児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設等に入所措置し、安全に保護、育成を行う。また、里親への包括的な支援や社会的養育の環境整備のために必要とされる施設の運営費の補助等を行う。

(3) 根拠法令等

| | |
|-------|----------------------|
| 根拠法令等 | 児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律 |
|-------|----------------------|

(4) 事業計画及び内容

児童養護施設等に入所している児童や母子の生活費を負担するとともに、施設整備や児童の保護等に係る費用について補助する。また、児童養護施設等が新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図りながら事業を継続するための支援を行う。

| | |
|--------------------------|--------------|
| ① 施設等における児童保護措置費の負担 | 3,159,350 千円 |
| ② 児童養護施設等整備費補助 | 103,713 千円 |
| ③ 児童養護施設等に係る新型コロナ感染症対策強化 | 63,832 千円 |
| ④ 児童養護施設等の生活向上のための環境改善 | 56,708 千円 |
| ⑤ 社会的養護自立支援 | 21,029 千円 |
| ⑥ 里親委託等推進 | 7,556 千円 |

(5) 財源（令和3年度当初予算）

(単位：千円)

| 国庫支出金 | その他特定財源 | 県債 | 一般財源 | 合計 |
|-------------|---------|-------|-------------|--------------|
| 17,818(24%) | 177(0%) | -(—%) | 57,900(76%) | 75,895(100%) |

その他特定財源は、ふるさと納税である。

(6) 令和3年度決算の主な内訳

(単位：千円)

| 節 | 令和3年度決算額 | 主な内容 |
|-------|-----------|-----------------------------|
| 報償費 | 543 | 感染症専門家派遣 |
| 旅費 | 7 | 感染症専門家派遣旅費 |
| 需用費 | 13,999 | 一時保護所日常経費 |
| 役務費 | 254 | 里親スポットCM |
| 委託料 | 3,104,685 | 児童保護措置費 |
| 備品購入費 | 64 | 里親基礎研修教材費 |
| 補助金等 | 174,821 | 施設整備費補助金等 |
| 扶助費 | 397 | 一時保護所被服扶助 |
| 償還金 | 3,710 | 令和2年度新型コロナ緊急包括支援金事業実績に基づく返還 |
| 合計 | 3,298,480 | |

(7) 委託事業の内容

(単位：千円)

| 委託事業の内容 | 委託方法 | 令和3年度決算額 |
|--|-----------|-----------|
| 里親訪問支援員による里親支援及び里親相互交流事業（里親支援事業等）、専門里親研修 | 随意契約（注2） | 3,130 |
| 群馬県社会的養護自立支援事業（アフターケア拠点運営ほか、居住・生活費支援を含む） | 随意契約（注3） | 21,037 |
| 里親トレーニング事業 | 随意契約（注4） | 5,955 |
| 里親制度等普及促進・リクルート事業 | 公募型プロポーザル | 3,412 |
| 児童保護措置費負担金 | — | 3,070,474 |
| 医療費審査支払い事務委託 | 随意契約 | 677 |
| 合計 | | 3,104,685 |

- (注2) 群馬県里親の会は、里親による当事者団体であり、里親に対する相談支援業務を最も効果的に実施できる団体であるため、一者随意契約としている。
- (注3) 平成30年度及び令和元年度は、公募型プロポーザル方式により、委託先を選定した。これまでの事業成果として、当事業の対象者である入所児童や施設退所者は、当事業における相談拠点（委託先の事業所）を認知しており、スタッフの良好な関係も築けているため、一者随意契約としている。
- (注4) 本事業は、未委託里親（児童の委託を受けたことがない里親）を主な対象として、一貫した研修支援体制の構築を達成すべく令和元年度から実施している事業である。委託先の群馬県児童養護施設連絡協議会は、児童養護施設や乳児院等の児童入所施設及び児童自立生活援助事業者により構成されるが、構成団体である各施設については、措置児童のケアワークに係るスキル・ノウハウの蓄積が十分なされていることに加え、各児童入所施設が地域の子育て相談機関として機能しているため、群馬県内で本事業を適切に実施できる唯一の団体であることから、一者随意契約としている。

(8) 補助金の内容

(単位：千円)

| 補助金の内容 | 交付先 | 令和3年度決算額 |
|---|---|----------------------|
| (国庫) 児童家庭支援センター設置運営補助金(1/2) | (社福) 希望館 (社福) 三晃福社会 | 14,588 8,791 |
| 群馬県里親の会補助 | 群馬県里親の会 | 1,300 |
| (国庫) 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業費補助金 | (社福) 群馬県 社会福祉協議会 | 225 |
| (国庫) 児童養護施設等における業務負担軽減のためのICT化推進事業費補助金(国2/4, 1/4) | (社福) 上毛愛隣社 ほか9団体 | 6,751 |
| 児童養護施設連絡協議会事業費補助(定額) | 群馬県児童養護施設 連絡協議会会長 | 100 |
| (国庫) 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業費補助金(新型コロナウイルスの感染拡大を防止する事業)(10/10) | (社福) 上毛愛隣社 ほか15団体 (社福) 鐘の鳴る丘 愛誠会ほか1団体 NPO 法人子どもシェルターぐんま | 18,049 131 187 |
| (国庫) 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業費補助金 | (社福) 鐘の鳴る丘 愛誠会ほか7団体 | 330 |

| | | |
|--------------------------------------|-------------------------------|------------------|
| (国庫) 社会的養護従事者処遇改善事業費補助 (10/10) | (社福) 上毛愛隣社 ほか 20 団体 | 8,959 |
| (国庫) 次世代育成支援対策施設整備交付金県費補助 (3/4) | (社福) 鐘の鳴る丘 愛誠会 (社福) 紫宛会 | 18,975 83,976 |
| 児童保護措置費負担金 (各市福祉事務所 (母子) 保護実施分県費負担金) | 各市福祉事務所 | 12,459 |
| 合 計 | | 174,821 |

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020』における計画事業

○事業名：児童家庭支援センター運営費補助事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 地域の子育て支援機関である児童家庭支援センターの運営費の一部を補助する。 |
| 令和3年度事業実績 | 新型コロナウイルスの影響により相談件数は減少したが、地域の子育て支援機関として相談支援事業を実施した2団体に対し、補助金を交付した。 |
| 実績額 (千円) | 23,379 |

○事業名：児童養護施設等入所児童への学習支援の充実

| | |
|-----------|------------------------------|
| 事業内容 | 児童養護施設等で暮らす子どもに対する学習支援を推進する。 |
| 令和3年度事業実績 | 随時、児童保護措置費を支弁し、児童の学習支援を推進した。 |
| 実績額 (千円) | － (児童保護措置費で対応) |

○事業名：里親委託等推進強化

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 里親の会や市町村、NPO 法人等と連携し、里親制度のさらなる普及活動に努め、里親登録者を増やす。 |
| 令和3年度事業実績 | 新規事業として里親リクルート事業を実施するなど、里親制度の普及啓発のための取り組みを行った。 |
| 実績額 (千円) | 3,512 (うち、3,412 千円は里親制度等普及促進・リクルート事業の委託費) |

○事業名：児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業
 (ケア単位の小規模化等への改修への補助等)

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 児童養護施設等に入所する子どもたちの生活向上のための備品購入や施設の小規模な改修等に対して補助する。 |
| 令和3年度事業実績 | 各施設1度のみしか使用できず、今年度の対象は3施設のみであり、当該3施設に事前調査をしたところ、今年の実施予定はないとのことであったため、予算化せず、実施もなかった。 |
| 実績額(千円) | — |

○事業名：社会的養護施設等職員配置加算等

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 児童養護施設等において、「社会的養護の課題と将来像」に示されている職員配置を行い、入所児童への処遇体制改善を図った施設に対して、措置費を加算する。 また、乳児院、児童養護施設に里親支援専門相談員を配置する。 |
| 令和3年度事業実績 | 児童養護施設等と連携し、「社会的養護の課題と将来像」に示されている職員配置の達成のため、適切な職員配置を推進した。 |
| 実績額(千円) | —(児童保護措置費の一部で対応) |

○事業名：里親支援事業(虐待予防・虐待防止のための子育て支援人材育成事業)

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 里親の会や市町村、NPO法人等と連携し、里親及びその支援者の資質向上を図ることにより、里親家庭における養育を支援する。 児童相談所職員については司法面接や子育て講座トレーナー養成などの専門研修を受講し、資質向上及び体制強化を図る。 |
| 令和3年度事業実績 | 登録里親の養育力向上等を目的に専門里親研修などを実施した。 |
| 実績額(千円) | 6,331 |

○事業名：社会的養護自立支援事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 国の「社会的養護自立支援法」を活用し、民間事業者に委託して支援拠点を設置し、関係機関と連携して、施設や里親などの社会的養護を経験した者に対し、退所前から切れ目のない自立支援を行う。 また、措置解除後も里親宅等で生活する者で支援が必要な者に居住費等を支給する。 |
| 令和3年度事業実績 | 児童相談所と連携を図り、民間事業者への委託により施設等入居中から退所後まで一貫して相談に応じる体制を引き続き維持し、支援が必要な者に対しては居住費等を支給した。 |
| 実績額（千円） | 21,630 |

○事業名：自立援助ホームの設置・運営事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 義務教育を修了した児童等の社会的自立を支援する。 |
| 令和3年度事業実績 | 随時、児童保護措置費を支弁し、自立援助ホームに入所する児童の自立を支援した。 |
| 実績額（千円） | 3,070,474千円の一部（注5） |

○事業名：児童養護施設退所者等自立支援金貸付事業費補助事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 児童養護施設退所児童等に対して、就職や大学等への進学に必要となる費用の貸付を行う。 |
| 令和3年度事業実績 | 適宜相談を受付、自立生活のための支援を行った。 |
| 実績額（千円） | 225 |

○事業名：児童養護施設等の退所後の支援

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 児童養護施設退所児童等に対して、就職や大学等への進学に必要となる費用の貸付を行う。 また、施設退所後の自立支援を強化するために国の「社会的養護自立支援事業」を活用して支援拠点を設置し、関係機関と連携して、退所前からの切れ目のない自立支援を行う。 |
| 令和3年度事業実績 | 適宜相談を受付、自立生活のための支援を行った。 |
| 実績額（千円） | 21,855 |

○事業名：養子縁組里親への支援

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 養子縁組里親への委託等を通じて、養子縁組に関する相談・支援を行う。 |
| 令和3年度事業実績 | 児童相談所における里親委託を通じ、特別養子縁組によるパーマネンシーの保障を図った。 |
| 実績額（千円） | 3,070,474千円の一部（注5） |

○事業名：施設入所、里親委託児童支援事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 要保護児童の児童養護施設等への入所や里親委託などを行う。 |
| 令和3年度事業実績 | 児童相談所における相談・支援や虐待対応業務を通じ、家庭で生活できない児童を、家庭における適切な養育が確保されるまでの間、児童養護施設等への入所や里親等への委託により、養育環境の確保を行った。 |
| 実績額（千円） | 3,070,474千円の一部（注5） |

○事業名：家庭的養護の推進事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 家庭で生活することができない子どもに対しては、里親やファミリーホームによる家庭的な環境下での養育を優先的に行う。また、児童養護施設等への入所措置を行う。 |
| 令和3年度事業実績 | 家庭的養育原則のもと、里親ファミリーホームへの委託を推進し、それができない児童についても、より家庭的な養育環境を確保した。 |
| 実績額（千円） | 3,070,474千円の一部（注5） |

（注5）事業費3,070,474千円の内訳は以下のとおりである。

| | 国庫対象分 | 県単分 | 合計 |
|------------------|-----------|--------|-----------|
| 措置費（例月支払分） | 2,811,961 | 12,106 | 2,823,387 |
| 措置費（里親） | 139,903 | 1,147 | 141,050 |
| 措置費（県分の母子保護・助産） | 11,887 | — | 11,888 |
| 措置費（一時保護委託） | 19,071 | — | 19,071 |
| 措置費（一時保護所 委託賄材料） | 24,708 | — | 24,709 |
| 措置費（レスパイト・ケア） | 411 | — | 411 |
| 医療費 | 49,958 | — | 49,958 |
| 合 計 | 3,057,217 | 13,253 | 3,070,474 |

(10) 成果指標と達成状況

該当なし

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）群馬県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の利用促進について（意見 12）

群馬県では、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の利用者が、近郊3県と比較して少ない。より積極的に周知啓発活動を行い、制度の利用促進に努めるべきである。

（現状及び問題点）

群馬県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業は、群馬県社会福祉協議会に業務委託を行っている。平成28年度の制度施行以降の貸付人数及び貸付額は以下のとおりである。

（単位：人、千円）

| 年度 | 生活支援費 | | 家賃支援費 | | 資格取得支援費 | | 合計 | |
|--------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|------|--------|
| | 貸付人数 | 貸付額 | 貸付人数 | 貸付額 | 貸付人数 | 貸付額 | 貸付人数 | 貸付額 |
| 平成28年度 | 0 | — | 0 | — | 0 | — | 0 | — |
| 平成29年度 | 2 | 1,350 | 1 | 246 | 1 | 250 | 4 | 1,846 |
| 平成30年度 | 2 | 850 | 2 | 902 | 1 | 140 | 5 | 1,892 |
| 令和元年度 | 3 | 1,400 | 7 | 2,717 | 8 | 891 | 18 | 5,009 |
| 令和2年度 | 1 | 600 | 4 | 1,570 | 1 | 245 | 6 | 2,415 |
| 令和3年度 | 1 | 600 | 1 | 150 | 1 | 170 | 3 | 920 |
| 合計 | 9 | 4,800 | 15 | 5,586 | 12 | 1,697 | 36 | 12,083 |

なお、群馬県及び近隣3県の過去3年間の貸付事業実績（人数）は以下のとおりである。群馬県の貸付事業の実績は、他県と比べると明らかに少ない状況である。

【生活支援費】

（単位：人）

| | 群馬県 | 埼玉県 | 栃木県 | 茨城県 |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 令和元年度 | 3 | 7 | 17 | 7 |
| 令和2年度 | 1 | 13 | 21 | 4 |
| 令和3年度 | 1 | 14 | 20 | 5 |

【家賃支援費】

（単位：人）

| | 群馬県 | 埼玉県 | 栃木県 | 茨城県 |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 令和元年度 | 7 | 12 | 31 | 6 |
| 令和2年度 | 4 | 10 | 35 | 6 |
| 令和3年度 | 1 | 10 | 38 | 7 |

【資格取得支援費】

(単位：人)

| | 群馬県 | 埼玉県 | 栃木県 | 茨城県 |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| 令和元年度 | 8 | 35 | 6 | 12 |
| 令和2年度 | 1 | 28 | 6 | 8 |
| 令和3年度 | 1 | 27 | 11 | 4 |

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付は国の制度であり、原則として5年間就労（資格取得支援費は2年）しないと返還免除にならないことも起因して、利用者側、貸付側双方ともに容易に貸付を行うことができないという難しさがある。しかし、他県と比較して利用者が少ないことは明らかであり、十分に制度が活用されているとは言えない状況である。

(改善策)

児童養護施設退所者が進路を決定する際に、自立支援資金の貸付制度があることを今まで以上に職員等から説明するとともに、必要に応じて、過去の制度利用者から意見を聞く機会を設けるなどして、利用促進に努めるべきである。

■ 1 3. 家庭児童福祉推進事業

(児童福祉・青少年課 家庭福祉係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

| | 当初予算額 | 決算額 | 差額 | 備考 |
|-------|--------|--------|--------|-----|
| 令和元年度 | 61,856 | 63,492 | △1,636 | (注) |
| 令和2年度 | 71,197 | 64,388 | 6,809 | |
| 令和3年度 | 75,895 | 69,594 | 6,301 | |

(注) コロナ関係の補正予算があったため。

(2) 事業目的

- ① 子どもの健全育成や児童虐待に迅速、かつ、適切に対応するため、虐待防止活動に資する人員を確保するとともに、医師や弁護士等の助言を受けつつ困難事例に対処できる体制を整える。
- ② 市町村職員等を対象にした研修や、市町村の虐待対応組織づくりの支援、子どもの自立のための施策充実等、予防から子どもの自立まで総合的な取組を推進する。

(3) 根拠法令等

| | |
|-------|----------------|
| 根拠法令等 | 児童福祉法 |
| | 児童虐待の防止等に関する法律 |

(4) 事業計画及び内容

医療・法律などの専門職の活用や子育て支援の人材育成、広報啓発活動により虐待対応強化を図る。また、児童虐待防止条例施行に伴い、児童虐待の再発防止のためのガイドラインを作成する。

- 児童虐待対応強化 65,397 千円
- 虐待予防・防止のための子育て支援人材育成 4,235 千円
- 医療機関における虐待対応力強化 2,896 千円

(5) 財源（令和3年度当初予算）

（単位：千円）

| 国庫支出金 | その他特定財源 | 県債 | 一般財源 | 合計 |
|-------------|---------|-------|-------------|--------------|
| 17,818(24%) | 177(0%) | -(—%) | 57,900(76%) | 75,895(100%) |

(6) 令和3年度決算の主な内訳

（単位：千円）

| 節 | 令和3年度決算額 | 主な内容 |
|------|----------|-----------------|
| 報酬 | 41,016 | 会計年度任用職員報酬 |
| 手当 | 8,005 | 会計年度任用職員期末手当 |
| 共済費 | 7,346 | 会計年度任用職員共済費 |
| 報償費 | 2,096 | 未成年後見人報酬等 |
| 旅費 | 2,291 | 会計年度任用職員通勤手当 |
| 需用費 | 504 | 虐待防止啓発資料印刷費 |
| 役務費 | 1,846 | 児相緊急用携帯電話 |
| 委託料 | 6,174 | 児童虐待防止医療ネットワーク等 |
| 補助金等 | 316 | 職員研修負担金 |
| 合計 | 69,594 | |

(7) 委託事業の内容

（単位：千円）

| 委託事業の内容 | 委託方法 | 令和3年度決算額 |
|---|--------|----------|
| 児童虐待対応強化（LINE相談） | 随意契約 | 660 |
| 虐待予防・虐待防止のための子育て支援人材育成事業 | 指名競争入札 | 2,420 |
| 医療機関における虐待対応力強化 （県内の10の中核病院を中心に、教育研修や関係機関とのネットワーク化により、地域における虐待対応力の強化を図る） | 随意契約 | 2,558 |
| 主任児童委員研修事業 | 随意契約 | 235 |
| 児童福祉週間における啓発活動の実施 | 随意契約 | 300 |
| 合計 | | 6,174 |

(8) 補助金・負担金の内容

(単位：千円)

| 補助金・負担金の内容 | 交付先 | 令和3年度決算額 |
|--------------|-----|----------|
| 職員研修の各種研修参加費 | 各個人 | 316 |

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』における計画事業

○事業名：子育てトレーナー養成講座・虐待予防のための人材育成支援

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 良好な親子関係を築き、しつけを効果的に行うための「コミュニケーション・スキル」の習得を図るプログラム『ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング』を指導するトレーナーを養成し、地域における子育て講座を開催する。 |
| 令和3年度事業実績 | 該当市町村への訪問説明・受講打診、該当市町村の近郊会場での開催等により、当該講座受講トレーナー「0」の地域が、5市町村から1市町村になった。 |
| 実績額（千円） | 300 |

○事業名：児童虐待防止啓発（オレンジリボンキャンペーン等）

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 児童虐待防止推進月間（毎年11月）にあわせ、児童虐待問題について社会全体で深い関心と理解を持つことを目的に、県及び各市町村においてパネル展等の啓発事業を行う。 |
| 令和3年度事業実績 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、一部縮小して実施した（啓発物品の配布等） |
| 実績額（千円） | 356 |

○事業名：市町村や関係機関等との役割分担及び連携の推進（児童虐待対応強化の一部）

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 「群馬県要保護児童対策地域協議会」の運営や関係機関との連携強化及び協力体制を確保する。 |
| 令和3年度事業実績 | 新型コロナウイルス感染症の影響により、会議開催は見合わせた。 |
| 実績額（千円） | — |

○事業名：児童虐待防止医療ネットワーク事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 前橋赤十字病院を拠点に、医療従事者の教育研究、地域の中核病院の体制整備支援、関係機関のネットワークを図る。 |
| 令和3年度事業実績 | 前橋赤十字病院を拠点に、医療従事者の教育研修、地域の中核病院の体制整備支援、関係機関との意見交換等を行った。また、開業医向け児童虐待対応リーフレット作成について検討を行った。 |
| 実績額（千円） | 2,558 |

○事業名：家庭児童福祉推進事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 児童相談所は、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会等を通じて、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者に関する状況把握に努める。対象の中には、貧困家庭も多く、学校など関係機関と連携し、状況に応じて家庭訪問等を行い必要な支援に繋げる。 |
| 令和3年度事業実績 | 児童相談所は、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会等を通じて、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者に関する状況把握に努めた。また、関係機関と連携し、状況に応じて家庭訪問等を行い必要な支援に繋げた。 |
| 実績額（千円） | 6,870（要保護児童対策地域協議会運営支援事業と合算） |

○事業名：要保護児童対策地域協議会運営支援事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 各児童相談所に児童家庭相談アドバイザーを配置し、助言や対応相談などにより、市町村の要保護児童対策地域協議会の運営を支援する。 |
| 令和3年度事業実績 | 児童相談所は、市町村が設置する要保護児童対策協議会等を通じて、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者に関する状況把握に努めた。また、関係機関と連携して状況に応じて家庭訪問等を行い、必要な支援に繋げた。 |
| 実績額（千円） | 6,870（家庭児童福祉推進事業と合算） |

○事業名：身元保証人確保対策事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 児童の就職等の際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険料を負担する。また、母子生活支援施設長に対し、市が同負担をした場合、損害保険料の一部を補助する。 |
| 令和3年度事業実績 | 必要とする施設長等及び児童による事業の利用を促進し、児童の自立を支援した。 |
| 実績額（千円） | 95 |

(10) 成果指標と達成状況

①成果指標

| 評価目標 | 策定時の数値 | | 目標数値 | | R2年度実績 |
|----------------------|--------|--------|-------|-------|--------|
| | | | | | |
| 市町村子ども家庭総合支援拠点の設置箇所数 | 6箇所 | R元年度末 | 35箇所 | R4年度末 | 11箇所 |
| 児童虐待死亡件数 | 4件 | H30年度 | 0件 | R6年度 | 1件 |
| 里親等委託率 | 17.4% | H30年度 | 42.0% | R6年度 | 21.8% |
| 里親登録世帯数（世帯） | 153 | H30年度末 | 222 | R6年度末 | 209 |

(注) 令和3年度の実績は非公表となっているため、令和2年度実績を記載している。

②達成状況

上記①参照

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）成果指標の見直しについて（意見 13）

事業の成果指標として掲げられている4項目のうち、2項目（市町村子ども家庭支援拠点の設置件数、児童虐待死亡件数）は群馬県ではコントロールできないため、コントロール可能、かつ、公表可能な項目を成果指標とすべきである。

（現状及び問題点）

家庭児童福祉推進事業の成果指標として、4項目を掲げている。里親等委託率及び里親登録世帯数は群馬県が主体として実施しておりある程度コントロールが可能であるが、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置箇所数及び児童虐待死亡件数は、県としてはコントロールできない数値である。また、当該事業における成果指標4項目について令和3年度実績は国が非公表としていることを背景に県としても非公表との方針であるが、どのような理由があるにせよ公表しない項目を成果指標として設定することは適さないと考える。

（改善策）

コントロール可能、かつ、公表可能な項目を成果指標とすべきである。

（2）「群馬県要保護児童対策地域協議会」の開催について（意見 14）

「群馬県要保護児童対策地域協議会」を令和3年度は1回開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

しかし、令和3年度においてはWebによる会議も浸透していたことから、Webにより会議を実施し、要保護児童及び要支援児童等の現状把握等を行うべきであったと考える。

（現状及び問題点）

群馬県要保護児童対策地域協議会は、以下に掲げる事項について、情報交換及び協議を行うものとされている。

- ① 関係機関の連携強化
- ② 要保護児童及び要支援児童等の現状把握
- ③ 要保護児童の発生防止の取り組み及び援助方法の研究
- ④ 児童相談所の管轄区域を単位とした地域別活動への支援
- ⑤ 要保護児童対策の県民への啓発活動の展開
- ⑥ その他、目標達成のために必要と認められる事項

また協議会の関係機関及び団体は以下のとおりである。

- ① 国又は地方公共団体の機関

前橋地方法務局人権擁護課、群馬県生活こども部、群馬県児童相談所（中央・西

部・東部)、群馬県女性相談所、群馬県こころの健康センター、群馬県立小児医療センター、群馬県教育委員会義務教育課、群馬県警察本部子供・女性安全対策課

② 法人

公益社団法人群馬県医師会、公益社団法人群馬県歯科医師会、公益社団法人群馬県看護協会、公益社団法人群馬県助産師会、一般社団法人群馬県私立幼稚園・認定こども園協会、国立大学法人群馬大学、一般社団法人群馬県社会福祉士会

③ その他の者

前橋赤十字病院、群馬県小児科医会、群馬弁護士会、群馬県乳児福祉協議会、群馬県児童養護施設連絡協議会、群馬県保育協議会、群馬県民生委員児童委員協議会、主任児童委員連絡会議、群馬県公認心理士会、群馬県医療ソーシャルワーカー協会、群馬県市長会、群馬県町村会、群馬県国公立幼稚園・こども園長会、群馬県小学校長会、群馬県中学校長会

令和2年度は、「群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例」の制定という大きなトピックスがあったため、新型コロナウイルス感染症の影響があったものの書面開催を行った。令和3年度は開催予定であったが条例や計画制定等がなかったため、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

しかし、令和3年度では、令和2年度とは異なり、新型コロナウイルス感染症への対策も浸透してきており、各種ツールを用いたWeb会議も盛んになっていた。令和2年度は書面開催であり、制度の周知は行ったが意見交換はなされていない。新型コロナウイルス感染症の影響により、要保護児童及び要支援児童等を取り巻く環境は一層厳しくなっていることを考慮すると、令和3年度においては、Web会議等により、現状把握や意見交換等を従来以上に実施することが望ましかったのではないかと考える。

(改善策)

令和3年度においては各種ツールを用いたWebによる会議も浸透していたことから、会議を見合わせるのではなくWeb等により会議を実施し、要保護児童及び要支援児童等の現状把握やコロナ禍における対応策等の意見交換を行うべきであったと考える。今後は、Webによる会議も積極的に開催することを検討することが望まれる。

(3) 「群馬県児童虐待防止医療ネットワーク事業」の実績報告書の提出期限について (意見 15)

事業期間は令和3年4月1日～令和4年3月31日であるが、前橋赤十字病院長は群馬県知事に対し、実施した委託業務に関する実績報告書を令和4年3月31日までに提出するものとされている。

事業の実施期間の後、実績報告書の提出期限までには時間的猶予がないことから、年度末の事業が適切に実施できるよう、事業委託先と適宜調整しながら進めるべきである。

(現状及び問題点)

児童虐待の相談対応件数は年々増加しており、医療機関には頭部外傷をはじめ、虐待を疑わせる児童の受診も多い。このため、前橋赤十字病院を中心として児童虐待対応のネットワークづくりや保健医療従事者の教育等を行い、児童虐待対応の向上を図ることを目的としたのが群馬県児童虐待防止医療ネットワーク事業である。

事業期間は令和3年4月1日～令和4年3月31日であるが、前橋赤十字病院長は群馬県知事に対し、実施した委託業務に関する実績報告書を令和4年3月31日までに提出するものとされている。

事業の実施期間が令和4年3月31日までであるにも関わらず、同日までに実績報告書を提出することとされているため、3月下旬に実施した内容は報告書に記載されないか又は実施しない可能性がある。

(改善策)

事業の実施期間の後、実績報告書の提出期限までには時間的猶予がないことから、年度末の事業が適切に実施できるよう、事業委託先と適宜調整しながら進めるべきである。

■ 1 4. 児童相談・一時保護事業

(児童福祉・青少年課 家庭福祉係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

| | 当初予算額 | 決算額 | 差額 | 備考 |
|-------|-----------|-----------|--------|----|
| 令和元年度 | 1,111,504 | 1,068,645 | 42,859 | |
| 令和2年度 | 203,112 | 184,652 | 18,460 | |
| 令和3年度 | 215,617 | 126,529 | 89,088 | |

(2) 事業目的

- ① 児童虐待をはじめ、児童に関するあらゆる相談に応じるため、県内に3か所の児童相談所及び支所1か所を設置し、相談・調査・判断業務や、必要に応じて児童の保護を行う。
- ② 医学診断に対応するため精神科医師等を配置するほか、24時間・365日対応の電話相談を開設し、緊急を要する相談、通告にも迅速に対応する。

(3) 根拠法令等

| | |
|-------|-------|
| 根拠法令等 | 児童福祉法 |
|-------|-------|

(4) 事業計画及び内容

県内3か所(中央・西部・東部)の児童相談所及び中央児童相談所北部支所において、児童や家庭に関する相談に対応するとともに、児童の安全確保のため一時保護を行う。また、子どもの権利擁護のための取組を強化する。

- | | |
|----------------------------|-----------|
| ① 中央児童相談所の運営等 | 42,501千円 |
| ② 精神科医師等の設置 | 5,832千円 |
| ③ 「こどもホットライン24」電話相談の設置 | 11,550千円 |
| ④ 児童相談所一時保護所(中央児相・東部児相)の運営 | 32,767千円 |
| ⑤ 一時保護所の会計年度任用職員等の配置 | 109,319千円 |

(5) 財源(令和3年度当初予算)

(単位:千円)

| 国庫支出金 | その他特定財源 | 県債 | 一般財源 | 合計 |
|-------------|-----------|-------|--------------|---------------|
| 23,150(11%) | 1,624(1%) | -(—%) | 190,843(88%) | 215,617(100%) |

(6) 令和3年度決算の主な内訳

(単位:千円)

| 節 | 令和3年度決算額 | 主な内容 |
|-----|----------|---------------------------------------|
| 報酬 | 40,321 | 会計年度任用職員報酬 |
| 給料 | 24,862 | 会計年度任用職員給料 |
| 手当 | 14,035 | 会計年度任用職員期末手当 |
| 共済費 | 10,587 | 会計年度任用職員共済費 |
| 旅費 | 1,170 | 会計年度任用職員通勤手当 |
| 需用費 | 5,625 | 一時保護所光熱費 |
| 役務費 | 97 | 賠償責任保険料 |
| 委託料 | 26,864 | 一時保護所調理業務委託 |
| 備品費 | 190 | 一時保護所洗濯機 |
| 償還金 | 2,778 | 令和2年度新型コロナ緊急包括支援金事業実績に基づく返還(会計年度雇用関係) |
| 合計 | 126,529 | |

(7) 委託事業の内容

(単位:千円)

| 委託事業の内容 | 委託方法 | 令和3年度決算額 |
|---------------------|--------|----------|
| 【中央児童相談所】 | | |
| 児童一時保護所等調理業務(人件費) | 一般競争入札 | 12,870 |
| 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託業務 | 随意契約 | 75 |
| グリストラップ清掃業務 | 随意契約 | 99 |
| 自家用電気工作物保安管理業務委託 | 随意契約 | 194 |
| インフルエンザワクチン接種 | 随意契約 | 112 |
| 【東部児童相談所】 | | |
| 一時保護所調理業務委託(人件費等) | 一般競争入札 | 12,804 |
| グリストラップ清掃業務 | 随意契約 | 182 |
| グラウンド除草業務委託 | 随意契約 | 99 |
| 特別清掃業務委託 | 随意契約 | 113 |
| 第三者評価委託業務 | 随意契約 | 231 |
| インフルエンザワクチン接種 | 随意契約 | 85 |
| 合計 | | 26,864 |

(8) 補助金の内容
該当なし

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020』における計画事業

○事業名：児童相談事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 児童相談所において、関係機関と連携しながら子育て相談や虐待通告への対応、社会的養護の必要となった子どものケアなどを行う。 |
| 令和3年度事業実績 | 児童相談所において、関係機関と連携しながら、子育て相談や虐待通告への対応、社会的養護の必要となった子どものケアなどを行った。 |
| 実績額（千円） | 36,837 |

○事業名：電話相談（こどもホットライン24）事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 中央児童相談所に「こどもホットライン24」を設置し、24時間・365日体制で、子どもに関するあらゆる電話相談に応じる。 |
| 令和3年度事業実績 | 中央児童相談所に「こどもホットライン24」を設置し、24時間・365日体制で、子どもに関するあらゆる電話相談に応じた。 |
| 実績額（千円） | 11,309 |

○事業名：児童福祉に関する専門職の配置事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 児童相談所の専門性を高めるため、児童福祉司等専門職の配置を充実させる。また、研修等により資質向上を図る。 |
| 令和3年度事業実績 | 児童相談所の専門性を高めるため、児童福祉司等専門職の配置を充実させる。また、研修等により資質向上を図った。 |
| 実績額（千円） | 63,291 |

○事業名：在宅情緒障害児訓練等（児童相談の一部）

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | ひきこもりや不登校などの発達障害の早期発見・早期支援の体制整備を図るため、行動観察実施マニュアル等を整備し、市町村保健師等を対象に研修を実施する。 |
| 令和3年度事業実績 | 新型コロナウイルス感染症のため、実施しなかった。 |
| 実績額（千円） | — |

(10) 成果指標と達成状況

①成果指標

| 評価目標 | 策定時の数値 | | 目標数値 | | R3年度実績 |
|----------|--------|------|------|-----|--------|
| 児童虐待死亡件数 | 4件 | H30年 | 0件 | R6年 | 2件 |

②達成状況

上記①参照

(11) デジタル技術の活用状況

令和元年12月よりソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）の一つである「LINE（ライン）」を活用した窓口を開設し、子育て不安、児童虐待、家族や友だちとの悩みなどの相談を受け付けている。

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 成果指標について（意見16）

事業の成果指標として掲げられている児童虐待死亡件数は群馬県ではコントロールできないため、コントロール可能な項目を成果指標とすべきである。

(現状及び問題点)

児童相談・一時保護事業の成果指標として、児童虐待死亡件数を掲げているが、これは群馬県ではコントロールできない数値であるため、成果指標には適さないと考える。

(改善策)

コントロール可能な項目を成果指標とすべきである。

■ 15. 母子保健対策事業

(児童福祉・青少年課 母子保健係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

| | 当初予算額 | 決算額 | 差額 | 備考 |
|-------|--------|---------|----------|----|
| 令和元年度 | 60,230 | 53,264 | 6,966 | |
| 令和2年度 | 65,001 | 169,632 | △104,631 | |
| 令和3年度 | 65,277 | 56,931 | 8,346 | |

※令和2年度の決算額が当初予算を大幅に超過した理由について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年度内に、不安を抱える妊婦に対する分娩前のPCR検査実施事業、新型コロナウイルスの感染が確認された妊産婦のうち健康面や出産後の育児などに不安を感じ支援を希望する者に対する専門職によるケアや相談支援実施事業を、補正予算を組んだ上で実施したためである。

なお、PCR検査に関しては、令和2年度内に行政検査の支援体制が整ったため、令和3年度以降に母子保健対策事業として予算を確保する必要がなくなった。

(2) 事業目的

市町村の各種母子保健事業の支援を行い、母子保健等関係であらゆる健康レベルにある子どもたちの健全な発育・発達を支援する。

また、子どもの死因究明を行い、効果的な予防策を検討する。

(3) 根拠法令等

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 根拠法令等 | 母子保健法 |
| | 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律 |

(4) 事業計画及び内容

- ① 市町村の技術支援、広域的な事業調整等 4,993千円
市町村に対する研修の実施、妊婦健診の集合契約の締結等を行っている。
- ② 思春期保健対策事業 4,000千円
思春期にある子ども達等の若年世代に対し、生涯を通じた健康と性に関する正しい知識を伝え、自身のライフデザインを考える機会を提供する事業である。

- ③ 妊娠・出産支援事業 206 千円
母子健康手帳別冊及び妊娠届出書冊子等を作成し、市町村を通じて県内の妊婦に配布するなどしている。
- ④ 母子保健企画推進・3歳児検診検討会議の開催 380 千円
県内の市町村が実施する3歳時検診の検討会議を開催している。
- ⑤ 発達障害児早期発見支援事業 639 千円
県内の市町村が行う検診に対する支援事業である。行動観察マニュアルの作成、配布、周知啓発等を実施している。
- ⑥ 先天性代謝異常等検査事業 43,817 千円
先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症を早期に発見するため、県内で出生した新生児のうち、その保護者が検査を希望して同意書兼申込書を提出した全ての新生児を対象に行う検査事業である。
検査は、公益財団法人群馬県健康づくり財団に委託して実施している。
また、検査期間の制度の維持向上を図り、疾患の発見漏れや過剰診断を防止するため、制度管理業務については専門機関に委託している。検査結果の判定や精密検査が必要となった新生児の治療等に関し、速やかに指導・助言を得られるようにするためのコンサルティング業務契約も締結している。
- ⑦ 新生児聴覚検査事業 276 千円
令和3年度においては、「家庭でできる耳のきこえと言葉の発達チェックリスト」の外国語への翻訳事業を実施した。令和3年度は4か国語（英語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語（簡体語）への翻訳を行った。
- ⑧ 旧優生保護法一時金支給等業務事務事業 205 千円
旧優生保護法下で生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられた者に対して一時金を支給する国の事業について、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づき、受付・相談等の業務を行うものである。対象者への広報として、チラシの作成・印刷、ラジオ等での情報発信等も行っている。
- ⑨ 子どもの死因究明（CDR）体制整備モデル事業 10,000 千円
死亡した子どもの死因等に関する様々な情報を基に多角的な検証を行うことで、効果的な予防策を導き出し、予防可能な子供の死亡を減らすことを目的とした事業である。県では、子どもの死因究明（Child Death Review）制度化に向けた国のモデル事業として、令和2年度から実施している。
- ⑩ 母子保健委託事業

妊娠届出書の産婦人科医への配布、妊産婦を支援する医師、助産師、看護師等を対象とした講習会の実施等を行う事業である。これらの事業は群馬県産婦人科医会に委託して実施している。

(5) 財源（令和3年度当初予算）

（単位：千円）

| 国庫支出金 | その他特定財源 | 県債 | 一般財源 | 合計 |
|-------------|---------|-------|-------------|--------------|
| 12,810(20%) | 51(0%) | 0(0%) | 52,416(80%) | 65,277(100%) |

(6) 令和3年度決算の主な内訳

（単位：千円）

| 節 | 令和3年度決算額 | 主な内容 |
|-------------|----------|---------------------------|
| 報酬 | 2,376 | 会計年度任用職員給与 |
| 期末手当 | 505 | 会計年度任用職員期末手当 |
| 共済費 | 477 | 会計年度任用職員共済費 |
| 報償費 | 623 | 講師謝金 |
| 旅費 | 49 | 会計年度任用職員通勤手当、講師旅費 |
| 需用費 | 2,063 | 母子手帳別冊、妊婦検診受診票等印刷 |
| 役務費 | 152 | 郵送代等 |
| 委託費 | 50,602 | 思春期保健事業、先天性代謝異常検査委託、CDR委託 |
| 償還金利利子及び割引料 | 84 | 国庫補助金額の確定に伴う返還金 |
| 合計 | 56,931 | |

(7) 委託事業の内容

（単位：千円）

| 委託事業の内容 | 委託方法 | 令和3年度決算額 |
|----------------|----------------|----------|
| 思春期保健対策事業 | 公募型プロポーザル | 3,260 |
| 先天性代謝異常等検査業務委託 | 随意契約 (単価契約) | 39,100 |

| | | |
|-------------------------|----------------|-------|
| 先天性代謝異常等検査に係る精度管理業務委託 | 随意契約 | 790 |
| 先天性代謝異常等検査に係るコンサルティング業務 | 随意契約 | 50 |
| 子どもの死因検証(CDR)体制整備モデル事業 | 随意契約 | 7,252 |
| 複写サービス事業 | 随意契約 (単価契約) | 14 |
| 群馬県妊産婦支援指導事業 | 随意契約 | 100 |
| 妊娠届出指導業務委託 | 随意契約 | 50 |

(8) 補助金の内容
該当なし

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』における計画事業

○事業名：地域母子保健対策事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 市町村における乳幼児健診や妊婦健康診査等、母子保健事業が円滑に行われるよう広域的な事業調整などの支援を行う。 母子保健関係機関との連携を図る。 母子健康手帳別冊、妊産婦健康診査受診票等を作成し、妊産婦支援を行う。 |
| 令和3年度事業実績 | 妊産婦健診や産後ケア等、市町村を一括して集合契約を行う等し、母子保健事業提供の均てん化を図った。 先天性代謝異常等検査事業事務局を運営し、該当児童やその家庭の支援のため、市町村や医療機関との連携を図った。 母子健康手帳別冊、妊産婦健康診査受診票等を作成し、各市町村に必要部数を配布した。 |
| 実績額(千円) | 4,603 |

○事業名：母子保健教育研修事業

| | |
|-----------|----------------------------------|
| 事業内容 | 母子保健に関する各種研修会等を通じて関係者の知識等の向上を図る。 |
| 令和3年度事業実績 | 「母子保健における児童虐待防止について」をテーマに |

| | |
|---------|--|
| | 令和3年9月、令和4年1月に開催する予定で準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大（第5波、第6波）による行動制限を要したため、急遽開催を見送った。援助職による援助に関する研修であることから、対面開催にこだわり企画していたため、オンラインでの実施は行わないこととした。 実績額は、事前準備の際の消耗品費等である。 |
| 実績額（千円） | 155 |

○事業名：母子保健企画推進事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | マニュアルに基づいた3歳児健康診査の眼科検査と検尿について、精度管理及びマニュアルの修正等を検討し、乳幼児健康診査の体制整備を行う。 |
| 令和3年度事業実績 | 3歳児健康診査の眼科検査及び検尿に関する検討会議を開催し、手引きの見直しや精度管理を行った。 |
| 実績額（千円） | 254 |

○事業名：先天性代謝異常等検査事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 県内で出生した全ての新生児を対象に先天性代謝異常等検査を実施することで異常を早期に発見し、早期治療を促すことで心身障害の発症を予防する。 |
| 令和3年度事業実績 | 公益財団法人群馬県健康づくり財団に委託し、県内で出生した全ての新生児を対象に先天性代謝異常等検査を実施した。検査結果の判定や精密検査が必要となった新生児の治療等に関しては、コンサルティング業務契約を締結している医師から速やかに指導・助言を受けた。 |
| 実績額（千円） | 40,151 |

○事業名：新生児聴覚検査体制整備事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 市町村における新生児聴覚検査について、難聴の早期発見、早期支援のため、マニュアルの整備や、研修会を行う。 |
| 令和3年度事業実績 | 「家庭でできる耳のきこえと言葉の発達チェックリスト」の翻訳を行い、各市町村に提供した。令和3年度においては4か国語（英語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語（簡体語））への翻訳を行った。 |
| 実績額（千円） | 78 |

○事業名：思春期保健対策事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 思春期にある子ども達等の若年世代へ、生涯を通じた健康と性に関する正しい知識を伝え、自身のライフデザインを考える機会を提供する。 |
| 令和3年度事業実績 | 高校生25名をプロジェクトメンバーとし、探究学習や動画制作を通して、健康や性に関する正しい知識の普及啓発を促進した。また、カード配布により、各種相談窓口の周知を行った。令和3年度においては、公募型プロポーザルにより委託業者を選定し、事業を実施した。 |
| 実績額（千円） | 3,261 |

○事業名：妊娠・出産包括支援推進事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 市町村において、妊産婦を妊娠・出産から子育てまで切れ目なく支援する体制が整備できるよう、研修会等を開催する。 |
| 令和3年度事業実績 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、研修会の開催は中止となった。各市町村に調査を行い、母子保健事業の実施状況をフィードバックした。 |
| 実績額（千円） | 90 |

○事業名：発達障害児早期発見支援事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 乳幼児健康診査における発達障害の早期発見・早期支援の体制整備の強化を図るため、行動観察実施マニュアル等を整備し、市町村保健師等を対象に研修会を開催する。 |
| 令和3年度事業実績 | 3歳児健康診査における発達障害の早期発見・早期支援の体制強化を図るため、行動観察実施マニュアルを作成するとともに、コロナ禍における行動観察及び事後フォローの工夫に関して、市町村保健師等を対象とする研修会を開催した。同研修については、オンラインで開催した。 |
| 実績額（千円） | 404 |

(10) 成果指標と達成状況

①成果指標

子育て世代包括支援センター設置市町村数について、以下の目標数値を設定している。

| 策定時の数値 | | 目標数値 | |
|--------|--------|--------|--------|
| 15 市町村 | 令和元年度末 | 35 市町村 | 令和6年度末 |

②達成状況

令和2年度時点において、目標とする35市町村への子育て世代包括支援センター設置を達成した。

(11) デジタル技術の活用状況

思春期保健対策事業においては、LINE等、SNSを活用した相談体制を整えるなど、デジタル技術を活用している。

また、研修についても、オンラインでの実施が可能なものはオンラインで実施した。

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

(1) 契約書の作成について（指摘1）

契約書原本を作成する際には、契約の重要な事項を、後から簡単に修正可能な鉛筆書きで記載することは、避けるべきである。

仮に、契約金額等を記入し忘れて空欄のまま作成してしまった場合には、鉛筆書きで補充するのではなく、改めて疑義の生じない形式の契約書を作り直すようにすべきである。

(現状及び問題点)

令和3年度に当該事業に関して締結した委託契約において、県に保管されている契約書原本の委託料の記載で鉛筆書きのものがあつた。委託契約における委託金額は、契約の重要な事項であり、事後的に誤りが生じないようにする必要性が高いものである。

重要な部分が鉛筆書きで記載されている契約書では、後から契約内容について疑義が生じかねない。

(改善策)

契約書原本を作成する際には、契約の重要な事項を、後から簡単に修正可能な鉛筆書きで記載することは本来避けるべきである。

仮に、契約金額等を記入し忘れて空欄のまま作成してしまった場合には、鉛筆書きで補充するのではなく、改めて疑義の生じない形式の契約書を作り直すようにすべきである。

(2) 謝金と交通費の区別について (意見 17)

| |
|---|
| 交通費の金額を実態に合わせる形に見直すか、あるいは名目上交通費として支給されているものではあっても、実質的には報酬として支払われているものについては報酬として取り扱うよう、委託先への働きかけを徹底すべきである。 |
|---|

(現状及び問題点)

委託事業として実施されている子どもの死因究明 (CDR) 体制整備モデル事業に関し実施されている会議においては、公務員以外の会議出席者に対し交通費として一律 10,000 円が支給されていた。また、出席者に対し交通費 10,000 円の他に謝金として 11,000 円を支払うこととし、謝金として支払う 11,000 円についてのみ源泉徴収を行って支払いをしているものもあった。

当該事業に関する資料では会議の出席者は全て県内在住の者で、会議開催地の近隣の市町村の者であり、会議出席にあたって 10,000 円もの交通費が通常掛かるとは考えられない。すなわち、一律 10,000 円の交通費は、交通費との名目で支払われているものの、その実態としては報酬として支払われているものと考えられる。実態が報酬であるものについては、名目を問わず、源泉徴収の対象とされるべきである。

(改善策)

交通費の金額を実態に合わせる形に見直すか、あるいは名目上交通費として支給されているものではあっても、実質的には報酬として支払われているものについては報酬として取り扱うよう、委託先への働きかけを徹底すべきである。

■ 16. 女性の健康支援事業

(児童福祉・青少年課 母子保健係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

| | 当初予算額 | 決算額 | 差額 | 備考 |
|-------|---------|---------|----------|----|
| 令和元年度 | 221,206 | 191,212 | 29,994 | |
| 令和2年度 | 199,169 | 712,544 | △513,375 | |
| 令和3年度 | 659,914 | 712,954 | △53,040 | |

令和2年度の決算額が当初予算額に比して大幅に増加したのは、令和3年1月1日より、特定不妊医療費助成事業が基金事業（群馬県安心こども基金）に変更となったためである。

(2) 事業目的

女性は妊娠・出産等、各ライフステージにおける特有の心身の悩みを抱えることが多いことから、気軽に相談できる体制の整備や経済的支援を行い、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的としている。

(3) 根拠法令等

| | |
|-------|------------------------------|
| 根拠法令等 | 母子保健法第5条、第8条、第8条の2、第8条の3、第9条 |
|-------|------------------------------|

(4) 事業計画及び内容

- ① 不妊・不育専門相談センター 1,882千円
不妊・不育症に悩む方を対象に、専門医による個別面談方式の相談を実施する事業である。委託事業として実施している。
- ② 女性健康支援センター
生涯に渡る女性の健康支援及び思いがけない妊娠に対する支援のための相談支援を行う事業である。委託事業として実施しており、相談は電話やSNSを利用して受け付けている。
- ③ 特定不妊治療費助成事業
体外受精及び顕微授精等の特定不妊治療及び高度な男性不妊治療について助成を行い、子どもを望むカップルの経済的な負担軽減を図る事業である。国の制度に基づき実施している事業であり、夫婦のいずれか一方あるいは両者が、中核市（前橋市・高崎市）を除く県内市町村に住所を

有する者に対し、治療に応じた助成を行っている。もともとは補助事業であったが、令和3年1月1日より基金事業となった。

助成の具体的な状況は、以下のとおりである（令和3年3月26日現在）。

ア 助成対象者

- ・ 特定不妊治療を受けた夫婦（事実婚を含む。）で、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断されていること。
- ・ 夫婦のいずれか一方あるいは両者が、中核市（前橋市・高崎市）を除く県内市町村に住所を有すること。
- ・ 過去、都道府県・政令指定都市・中核市が実施する同様の特定不妊治療の助成を受けた回数が上限に達していないこと。
- ・ 助成を申請しようとする治療を開始したときの妻の年齢が43歳未満であること。

イ 対象となる治療

体外受精又は顕微授精（治療中で行う男性不妊治療手術も含む。）

ウ 助成額（上限額。上限未満の場合はその金額を助成。）

- ・ 男性不妊治療費（精子を精巣等から直接採取するための手術を行った場合）

1回の治療あたり上限30万円

- ・ 女性不妊治療費

A 新鮮胚移植を実施 30万円

B 凍結胚移植を実施 30万円

C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施 10万円

D 体調不良等により移植の目処が立たず治療終了 30万円

E 受精できず 30万円

F 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止、妻は採卵し卵が得られたが、夫の精子が得られないため治療終了 10万円

エ 助成回数

- ・ 40歳未満：43歳になるまでに1子ごとに通算6回まで
- ・ 40歳以上43歳未満：43歳になるまでに1子ごとに通算3回まで

・43歳以上：なし

*初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢

*リセットする場合：リセット後初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢

オ 申請期限

治療終了月の3か月後の月の末日。

なお、中核市については市が助成を行っており、県は市が対象者に対して支払う助成金の2分の1の金額を、補助金として中核市に対して支出している。

④ 不育症検査費用助成事業

令和3年度において保険適用とされていなかった先進医療に対する助成制度である。令和3年度に同事業の対象とされていた先進医療が令和4年度からは保険適用となったため、現在は対象となる先進治療がない状況である。(令和4年11月14日現在)

なお、令和3年度に助成対象となっていた先進医療を実施できる医療機関が、令和3年度において群馬県内になかったため、令和3年度の実績はゼロであった。

(5) 財源 (令和3年度当初予算)

(単位：千円)

| 国庫支出金 | その他特定財源 | 県債 | 一般財源 | 合計 |
|--------------|--------------|-------|-----------|---------------|
| 224,905(34%) | 427,305(65%) | 0(0%) | 7,704(1%) | 659,914(100%) |

その他特定財源は安心こども基金である。

(6) 令和3年度決算の主な内訳

(単位：千円)

| 節 | 令和3年度決算額 | 主な内容 |
|---------|----------|----------------------------------|
| 報酬 | 293 | 会計年度任用職員給与 |
| 報償費 | 918 | 臨時職員(助産師)雇上げ(給与) |
| 旅費 | 68 | 会計年度任用職員通勤手当 |
| 需用費 | 187 | 消耗品費 |
| 役務費 | 111 | 通信費、郵送料等 |
| 委託費 | 7,157 | 不妊・不育専門相談センター事業委託、女性健康支援センター事業委託 |
| 負担金補助及び | 193,446 | 特定不妊助成補助金(中核市) |

| | | |
|-----|---------|--------------|
| 交付金 | | |
| 扶助費 | 394,395 | 特定不妊治療助成金 |
| 積立金 | 116,379 | 安心こども基金への積立金 |
| 合計 | 712,954 | |

(7) 委託事業の内容

(単位：千円)

| 委託事業の内容 | 委託方法 | 令和3年度決算額 |
|----------------------------|-----------|----------|
| 不妊・不育専門相談センター事業業務委託 | 随意契約 | 1,782 |
| ぐんま女性の健康・妊娠SOS相談センター事業業務委託 | 公募型プロポーザル | 5,405 |

(8) 補助金の内容

(単位：千円)

| 補助金の内容 | 交付先 | 令和3年度決算額 |
|-------------------------|---------|----------|
| 群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業費補助金 | 前橋市、高崎市 | 193,446 |

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』における計画事業

○事業名：不妊・不育専門相談センター事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 不妊に悩む夫婦等が気軽に不妊・不育症の相談を受けられるよう専門医師等による個別面談方式の不妊相談を実施する。 |
| 令和3年度事業実績 | 不妊・不育専門相談センターを開設し、月2回専門医による相談を実施した。相談は事前予約制で、産婦人科医による個別面接を原則としている。 令和3年度の具体的な実績は、以下のとおりである。 ・不妊相談（来所）：44組、63人 ・不育相談（来所）：11組、28人 |
| 実績額（千円） | 1,882 |

○事業名：ぐんま女性の健康・妊娠 SOS 相談センター事業

| | |
|-------------|---|
| 事業内容 | 生涯にわたる女性の健康の保持増進と、予期しない妊娠への支援を図るため、気軽に相談できる電話及び SNS による相談窓口の設置と、必要により、医療及び行政機関等への同行支援を行う。 |
| 令和 3 年度事業実績 | ぐんま女性の健康・妊娠 SOS 相談センター事業により、夜間の電話相談と SNS 相談に対応した。適宜医療機関や市町村等に同行する等の直接サポートや妊娠判断のための診察費用の負担を行った。令和 3 年度においては、公募型プロポーザルにより委託業者を選定し、事業を実施した。令和 3 年度の具体的な実績は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談延べ件数：132 件 ・サポート事業相談者実件数：16 件 ・SNS 相談実件数：183 件 |
| 実績額（千円） | 5,405 |

○事業名：特定不妊治療費助成事業

| | |
|-------------|---|
| 事業内容 | 保険適用外の体外受精及び顕微授精等特定不妊治療への医療費助成や高度な男性不妊治療への助成を行い、子どもを望む世帯の経済的な負担軽減を図る。 |
| 令和 3 年度事業実績 | 子どもを望む夫婦等を対象として、体外受精及び顕微授精等の特定不妊治療費助成を実施した。 |
| 実績額（千円） | 705,768 |

○事業名：不育症検査費用助成事業

| | |
|-------------|---|
| 事業内容 | 不育症検査費用の一部助成を行う。 |
| 令和 3 年度事業実績 | 国の実施要綱に基づき不育症検査費用の助成制度を創設した。 なお、国の実施要綱上助成対象となっていた先進医療を実施できる医療機関が、令和 3 年度において群馬県内になかったため、実績はゼロであった。 |
| 実績額（千円） | — |

(10) 成果指標と達成状況

該当なし

(11) デジタル技術の活用状況

女性健康支援センターにおいては、SNS を活用した相談を受け付けている。

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

特になし

2. 監査結果（指摘又は意見）

特になし

■ 1 7. 母子家庭等自立促進対策事業

(児童福祉・青少年課 ひとり親家庭支援係)

1. 事業の概要

(1) 過去3年間の予算・決算概要

(単位:千円)

| | 当初予算額 | 決算額 | 差額 | 備考 |
|-------|--------|--------|--------|----|
| 令和元年度 | 86,715 | 64,710 | 22,005 | |
| 令和2年度 | 63,094 | 63,669 | △575 | |
| 令和3年度 | 62,059 | 62,127 | △68 | |

(2) 事業目的

母子及び父子並びに寡婦福祉法等に基づき、ひとり親家庭の自立のための相談支援や就労支援、子育て支援等を行い、福祉の増進を図ることを目的としている。

(3) 根拠法令等

| | |
|-------|-------------------|
| 根拠法令等 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法 |
| | 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 |

(4) 事業計画及び内容

- ① 母子・父子自立支援事業 15,547万円
ひとり親家庭の自立に必要な情報提供や相談指導を行うため、各保健福祉事務所に母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭の自立に必要な情報提供や各種相談に応ずる。
- ② 母子家庭等就業・自立支援センター事業 3,195万円
ひとり親家庭の親などの就業を促進するため、カウンセリング及び市町村巡回相談、無料職業紹介、求人情報の収集・提供、雇用開拓、就業支援講習会の開催等総合的な就業支援サービスの提供を行うとともに、養育費に関する弁護士相談等を実施する。また、母子・父子自立支援員及び自立支援員と連携する相談関係職員の資質向上を図るための研修会を開催する。
なお、同事業は、全て、一般財団法人群馬県母子寡婦福祉協議会に委託して実施されている。令和3年度の実績は、以下のとおりである。
 - ・就業相談、養育費相談：通年
 - ・市町村巡回相談（8～12月）
 - ・パソコン講習会（10～11月）

- ・ 弁護士による養育費等無料相談会（年3回）
- ・ 相談関係職員研修会（11月）

③ 母子家庭等自立支援給付金事業

ひとり親家庭の生活費の負担軽減、ひとり親家庭の親や子の自立を図るため、ひとり親家庭の親や子に対し、給付金を支給する事業である。具体的な給付金の内容等は、以下のとおりである。

ア 自立支援教育訓練給付金

- ・ 概要：ひとり親家庭の親が、就業による自立を図るために資格取得等を目指して教育訓練講座を受講し修了した場合に、その受講費用の6割（教育訓練給付金の支給額を差し引いた額）を支給する。
- ・ 支給対象者：ひとり親家庭の親

イ 高等職業訓練給付金

- ・ 概要：ひとり親家庭の親が、看護師や介護福祉士等の就職に有利な資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了時に高等職業訓練修了支援給付金を給付する。
修業している期間の給付金額は月額10万円（課税世帯は70,500円）、修了時の給付金額は5万円（課税世帯は25,000円）である。

- ・ 支給対象者：ひとり親世帯の親

ウ 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

- ・ 概要：ひとり親家庭の親及び子が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合に、費用の一部を支給する。また、受講修了から2年以内に全科目に合格した場合には、上乘せして費用の一部を支給する。
受講修了時の給付金額は受講費用の4割、合格時の給付金額は受講費用の2割である。

- ・ 支給対象者：ひとり親家庭の親及び子

④ ひとり親家庭子育て支援事業 3,750千円

ひとり親家庭等において、仕事や病気などで一時的に子育てが困難な場合に、ファミリー・サポート・センター又は保健福祉事務所において、子育て支援者を紹介するとともに、その利用料の一部を補助するものである。

⑤ ひとり親家庭学習支援事業 967 千円

ひとり親家庭の小学生を対象とした学習支援である。ひとり親家庭の子に学習の習慣を身につけ、意欲の向上を図るとともに、ひとり親家庭の子が抱える様々な悩みに寄り添い精神的に支えることを目的としている。また、親同士の交流の機会を作ることで孤立を防止し、ひとり親家庭特有の悩みを共有し自立を促進している。

令和3年度においては、一般財団法人群馬県母子寡婦福祉協議会に委託して実施するとともに、玉村町が事業実施主体として運営する学習支援に対しては運営費の4分の3を補助した（国庫2分の1）。

(5) 財源（令和3年度当初予算）

(単位：千円)

| 国庫支出金 | その他特定財源 | 県債 | 一般財源 | 合計 |
|-------------|---------|-------|-------------|--------------|
| 17,516(28%) | 24(0%) | 0(0%) | 44,519(72%) | 62,059(100%) |

(6) 令和3年度決算の主な内訳

(単位：千円)

| 節 | 令和3年度決算額 | 主な内容 |
|------------|----------|--|
| 報酬 | 10,916 | 母子・父子自立支援員報酬 |
| 手当等 | 1,387 | 母子・父子自立支援員手当 |
| 共済費 | 1,275 | 母子・父子自立支援員共済費 |
| 報償費 | 88 | 全国ひとり親世帯等調査調査員手当 |
| 旅費 | 293 | 母子・父子自立支援員通勤手当 |
| 需用費 | 310 | 事務費 |
| 役務費 | 641 | 母子・父子自立支援員通信費 |
| 委託料 | 10,588 | 母子父子寡婦福祉資金貸付業務電算委託 母子家庭等就業・自立支援センター委託 |
| 使賃料 | 2,350 | 母子父子寡婦福祉資金貸付業務に係るサーバー賃借料 |
| 負担金補助及び交付金 | 34,171 | 母子父子寡婦福祉協議会運営費補助 高等職業訓練促進給付金 |

| | | |
|----------------|--------|---|
| 償還金利子 及び割引料 | 108 | 過年度の母子家庭等対策総合支 援事業費国庫補助金の額確定に よる返還金 |
| 合計 | 62,127 | |

(7) 委託事業の内容

(単位：千円)

| 委託事業の内容 | 委託方法 | 令和3年度決算額 |
|-----------------------------|----------------|----------|
| 群馬県母子・父子自立支援プログラム策定事 業委託 | 随意契約 (単価契約) | 40 |
| 群馬県母子家庭等就業・自立支援センター事 業委託 | 随意契約 | 3,167 |
| 親子ふれあい交流事業委託 | 随意契約 | 180 |
| ひとり親家庭学習支援事業委託 | 随意契約 | 381 |

(8) 補助金の内容

(単位：千円)

| 補助金の内容 | 交付先 | 令和3年度決算額 |
|--|---------------------------------|----------|
| ひとり親家庭学習支援事業費補助 | 玉村町 | 371 |
| ひとり親家庭子育て支援事業費補助 | 前橋市ファミリ ー・サポート・セ ンター他14団体 | 2,918 |
| (一財)群馬県母子寡婦福祉協議会運営費補 助 | (一財)群馬県母 子寡婦福祉協議会 | 3,762 |
| ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事 業費補助(国9/10、県1/10) | (社福)群馬県社 会福祉協議会 | 9,938 |

(9) 『ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020』における計画事業

○事業名：ひとり親家庭学習支援事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | ひとり親家庭の小学生を対象とした学習支援により、学 習の習慣を身につけ、意欲の向上を図るとともに、ひとり 親家庭の子が抱える様々な悩みに寄り添い精神的に支え る。また、親同士の交流の機会を作ることで孤立を防止 し、ひとり親家庭特有の悩みを共有し自立を促進する。 |
| 令和3年度事業実績 | 前橋教室については、親への支援を強化して、自立を促進 |

| | |
|----------|--|
| | した。玉村教室については、運営費の 3/4 を補助し支援をした。(国庫 1/2) |
| 実績額 (千円) | 753 |

○事業名：母子・父子自立支援事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 各保健福祉事務所に母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭の自立に必要な情報提供や各種相談に応じる。 |
| 令和3年度事業実績 | 随時、ひとり親家庭等の各種相談に応じた。 |
| 実績額 (千円) | 24,285 |

○事業名：母子家庭等特別相談事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 県保健福祉事務所において、ひとり親世帯等を対象として、専門的知識を必要とする相談事項(養育費等)について、弁護士等による相談事業を実施し、問題解決を図る。 |
| 令和3年度事業実績 | 相談実績はなかった。 |
| 実績額 (千円) | — |

○事業名：母子家庭等就業・自立支援センター事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | ひとり親家庭の親などの就業を促進するため、カウンセリング及び市町村巡回相談、無料職業紹介、求人情報の収集・提供、雇用開拓、就業支援講習会の開催等総合的な就業支援サービスの提供を行うとともに、養育費に関する弁護士相談等を実施する。また、母子・父子自立支援員及び自立支援員と連携する相談関係職員の資質向上を図るための研修会を開催する。 |
| 令和3年度事業実績 | 県母子会に委託し、以下のとおり、実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・就業相談、養育費相談(通年) ・市町村巡回相談(8~12月) ・パソコン講習会(10~11月) ・弁護士による養育費等無料相談会(年3回) ・相談関係職員研修会(11月) |
| 実績額 (千円) | 3,167 |

○事業名：母子家庭等自立支援給付金事業(自立支援教育訓練給付金事業)

| | |
|------|--|
| 事業内容 | ひとり親家庭の親が、就業による自立を図るために資格取得等を目指して教育訓練講座を受講した場合、受講費 |
|------|--|

| | |
|-----------|---|
| | 用の一部を支給する。 |
| 令和3年度事業実績 | 教育訓練講座修了時に受講費用の6割（教育訓練給付金の支給額を差し引いた額）を支給した。 ・支給件数 2件 |
| 実績額（千円） | 90 |

○事業名：母子家庭等自立支援給付金事業（高等職業訓練促進給付金等事業）

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格取得を目指して1年以上養成機関で修業する場合、訓練促進給付金を支給するとともに、修了時に修了支援給付金を支給する。 |
| 令和3年度事業実績 | 修業している期間、月額10万円（課税世帯は7万500円）、修了後に5万円（課税世帯は2万5000円）を支給した。 ・支給件数 18件 |
| 実績額（千円） | 17,796 |

○事業名：母子家庭等自立支援給付金事業（高等学校卒業程度認定試験合格支援事業）

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | ひとり親家庭の親及び子が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合、費用の一部を支給する。また、受講修了から2年以内に全科目合格した場合、上乘せして費用の一部を支給する。 |
| 令和3年度事業実績 | 支給実績はなかった。 |
| 実績額（千円） | — |

○事業名：ひとり親家庭高等就業訓練促進資金貸付事業

| | |
|-----------|--|
| 事業内容 | 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、自立を促進するための資金の貸し付けを行う。なお、養成機関を修了して資格習得した日から1年以内に就職し、5年間従事した場合は、貸付金の返還は免除となる。 |
| 令和3年度事業実績 | 県社協に委託し、実施した。令和3年度の貸付件数は以下のとおりである。 ・入学準備金 10人 ・就職準備金 1人 ・住宅支援資金 2人 |
| 実績額（千円） | 4,418 |

○事業名：自立支援プログラム策定事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | 児童扶養手当受給者のニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、母子家庭等就業・自立支援センターやハローワークと連携しながら就業に結びつけ、自立促進を図る。 |
| 令和3年度事業実績 | 県母子会に委託し、実施した。 ・プログラム策定件数 2件 |
| 実績額（千円） | 40 |

○事業名：親子ふれあい交流事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | ひとり親家庭等を対象としたレクリエーション事業、講習会事業等を開催し、親と子及び家庭間の交流を深めながら、児童の健全育成とひとり親家庭等の自立促進を図る。 |
| 令和3年度事業実績 | 県母子会に委託し、実施した。令和3年度においては23の事業が予定されていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、18の事業が中止となった。 参加者1人あたりの補助額は、以下のとおりである。 ・レクリエーション事業：500円～1,000円 ・講習会・体験事業：一律2,000円 |
| 実績額（千円） | 181 |

○事業名：ひとり親家庭子育て支援事業

| | |
|-----------|---|
| 事業内容 | ひとり親家庭等において、仕事や病気などで一時的に子育てが困難な場合にファミリー・サポート・センター又は保健福祉事務所において子育て支援者を紹介し、その利用料の一部を補助する。 |
| 令和3年度事業実績 | ひとり親家庭のファミリー・サポート・センター利用費用の一部を助成し、子育てと就業の両立を援助し、自立促進を図った。 |
| 実績額（千円） | 2,918 |

(10) 成果指標と達成状況

①成果指標

ひとり親世帯の正規雇用率について、以下の目標数値を設定している。

| | 策定時の数値（平成 28 年度） | 目標数値（令和 3 年度） |
|------|------------------|---------------|
| 母子世帯 | 43.3% | 45.0% |
| 父子世帯 | 64.6% | 69.0% |

②達成状況

令和 3 年 8 月時点における達成状況は、以下のとおりである。

- ・母子世帯：47.6%
- ・父子世帯：65.6%

(11) デジタル技術の活用状況

特になし

(12) 他の都道府県等での参考となる事例等

ひとり親家庭のための支援制度としては、子どもの養育費の支払を確保するための一助となる公正証書等の作成費用等の一部を補助する制度が、近年、全国の自治体において導入されている。

県では、令和 3 年度まではこのような制度が設けられていなかったが、令和 4 年度より設けられることとなった。

2. 監査結果（指摘又は意見）

（1）県内で実施されている子どもの学習支援の一覧の作成について（意見 18）

県内で実施されている学習支援の一覧表について、より一層の周知を図るべきである。

また、今後、現在は掲載されていないひとり親家庭に対する学習支援も含めて掲載するなど、一覧表の内容の充実も図るべきである。

（現状及び問題点）

自治体の実施する子どもを対象とした学習支援事業としては、県の母子家庭等自立促進対策事業の一つとして行われているひとり親家庭学習支援事業の他、県内の各自治体が生活困窮者自立支援事業の対象事業として実施されているものもある。また、NPO法人等が、子どもの居場所づくりなどの活動として、独自で運営しているものもある。

子どもの学習支援を含め、子どもが無料または定額で利用できる県内の子どもの居場所のうち、掲載希望があったものについては、現在、県のホームページにおいて紹介されている。

ただし、県が委託事業として実施しているひとり親家庭に対する学習支援事業については一部未掲載となっている。

また、県のホームページで紹介はされているものの、子どもの学習支援を含めた子どもの居場所に関する情報が、県内全域に周知徹底が図られているとまではいえない。

県が県内の各学校を通じて一覧表の配布等を行えば、子どもにとっての選択肢が増え利用者が増加し、結果として子の福祉により資するものと考えられる。

（改善策）

県内で実施されている学習支援の一覧表について、より一層の周知を図るべきである。

また、今後、現在は掲載されていないひとり親家庭に対する学習支援も含めて掲載するなど、一覧表の内容の充実も図るべきである。

(2) 見積り合せの実施について (意見 19)

当該事業においては、4つの委託事業が実施されているが、これらの委託契約は全て一者随意契約で締結されており、かつ、委託先は全て同一の団体である。全ての委託事業について、同一の団体への委託を長期間継続する必要性と相当性があるかどうかについては慎重な検討が必要であるところ、今後の委託先の選定にあたっては、少なくとも数年に一回程度は例えば見積り合せの実施を検討する等の対応をすべきである。

(現状及び問題点)

当該事業においては、4つの委託事業が実施されているが、これらの委託契約は全て一者随意契約で締結されており、かつ、委託先は全て同一の団体である。

委託先の団体は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項にいう母子・父子福祉支援団体であるところ、同団体が県のひとり親家庭支援団体としてのノウハウと実績を持つ団体であることは理解できる。

しかしながら、全ての委託事業について、同団体への委託を継続する必要性と相当性があるかどうかについては、慎重な検討が必要であると考えられる。

例えば、ひとり親家庭学習支援事業についていえば、委託先団体が講師派遣等について他のNPO法人に再委託していること、子どもの学習支援については生活困窮者自立支援事業としても県内各自治体で実施されていること、いわゆる「子ども食堂」を運営する団体等の中にも学習支援を実施している団体があることなどの事情もある。現在の委託先が子どものみならずその親の相談に乗る等の役割を果たしているとしても、そのようなひとり親家庭に対する学習支援事業を実施できるのが、現時点においても県内に1つだけとは言い切れない可能性もある。

その他についても、もともとは事業の実施が可能な団体が県内に1つしかないとしても、時代の流れに応じ、実施可能な団体が生まれてくる可能性は否定できない。

(改善策)

今後の委託先の選定にあたっては、金額の適正性を担保するため少なくとも数年に一回程度は例えば見積り合せの実施を検討する等の対応をすべきである。

(3) 前金払の実施の必要性について (意見 20)

委託事業について、事業終了に先立って委託費の一部を前金払する場合には、当該事業の必要経費や委託先の財務状況等を確認の上、その必要性を精査すべきである。

(現状及び問題点)

ひとり親家庭学習支援事業の委託契約書には、委託費の前金払につき、「乙（委託先）は事業に要する経費について、前金払請求書（別紙様式3）を甲（県）に提出することにより、前金払を受けることができる」旨、別紙様式3には「この請求書には、事業計画書及び前金払を必要とする理由書を添付すること」との記載がある。

令和3年度において、委託先からの請求書に基づき、委託費の一部が委託先に対して前金払として支払われていた。契約書別紙様式3に基づき委託先から提出された理由書によれば、その理由は、「事前に多くの準備・経費を必要とする、当協議会の財政事情は非常に厳しく、立て替え払いが困難な状態にある」とのことである。

しかしながら、前金払請求書及び理由書には、実際にどのような経費の立替が困難であるのかといった事情や、委託先の財務状況等に関する説明は何もなされていなかった。また、同事業の委託金額はもともと比較的少額（委託費全体でも30万円程度）であるところ、委託先のホームページに公開されている決算書等からすれば、前金払を行わなければ事業が実施できない財務状況とは推測されない。仮に当該金額を委託先が捻出できないほどの財務状況であれば委託先そのものが委託事業を継続できるかどうかといった異なる問題が生じてくる。

(改善策)

委託事業について、事業終了に先立って委託費の一部を前金払する場合には、当該事業の必要経費や委託先の財務状況等を確認の上、その必要性を精査すべきである。